受 託 評 価 業 務 規 程

平 成 ２５ 年 ９ 月

日 本 消 防 検 定 協 会

受託評価業務規程

制定　　平成２５年　２月２５日
一部改正平成２５年　９月２６日(あ)

目　次

第１章　総則（第１条～第４条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　評価の方法等
第１節　総合評価及び総合変更評価（第５条～第１１条）・・・・・・・・・・　４
第２節　型式評価試験及び型式変更評価試験（第１２条～第１８条）・・・・・　５
第３節　型式適合評価（第１９条～第３２条）　・・・・・・・・・・・・・・・１０
第４節　確認評価（第３３条～第３４条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第５節　受検場所、検査設備等の変更及び軽微変更（第３５条～第３７条）・・１７

第３章　雑則（第３８条～第５１条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第４章　型式適合評価時の不正行為等に対する措置（第５２条～第５５条）・・・２２

附　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第１章　　総則

（目的）

第１条　この規程は、消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）第２１条の３６第１項第６号の規定に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う、依頼に応じ消防の用に供する機械器具等（以下「消防用機械器具等」という。）に関する評価を受託する業務（以下「受託評価業務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（受託評価業務の区分及び対象消防用機械器具等）

第２条　協会は、次の各号に掲げる受託評価業務について当該業務に対応する消防用機械器具等がこれらに係る技術上の基準に適合していることの評価を行うものとする。

（１）品質評価業務

法第１７条第１項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準、法第２１条の１６の３第１項の規定に基づく省令で定める技術上の基準、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）第５条の６の規定に基づく技術上の基準又はこれらに準ずる基準に協会の定める自主基準（以下「技術上の基準」という。）への適合についての評価を行う業務をいい、次のように区分する。

ア　消防用機械器具等に係る技術上の基準に基づき評価を行うもの（令第４１条に規定する自主表示対象機械器具等に限る。）

（ア）動力消防ポンプ　（可搬消防ポンプ・消防ポンプ自動車、大容量泡放水砲用消防自動車、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ積載車をいう。）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年１０月１５日自治省令第２４号)、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成１９年消防消第８０号）及び圧縮空気泡消火装置の技術基準（平成２３年７月１日 jfeii-2011-01-00）

（イ）消防用吸管　消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和６１年１０月１５日自治省令第２５号）

イ　ア以外の消防用機械器具等に係る技術上の基準に基づき評価を行うもの

（ア）自動火災報知設備又は漏電火災警報器の音響装置　受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和５６年自治省令第１９号)、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和５１年自治省令第１５号）及び音響装置の基準について（平成９年消防予第１２８号)。

（イ）自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の予備電源　予備電源の基準（予備電源の基準について（昭和５４年消防予第１３５号))

（ウ）エアゾール式簡易消火具　エアゾール式簡易消火具を定める件（昭和５７年消防庁告示第６号）及びエアゾール式簡易消火具鑑定基準（エアゾール式簡易消火具の告示の施行について（昭和５７年消防予第２５６号))

（エ）消火器加圧用ガス容器　消火器加圧用ガス容器の技術基準（昭和６１年４月２３日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１

２５号））

（オ）蓄圧式消火器の指示圧力計　蓄圧式消火器用指示圧力計の技術基準（昭和６１年４月２３日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１２５号））

（カ）消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁　消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁の技術基準（昭和６１年４月２３日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１２５号））

（キ）ホースレイヤー　ホースレイヤー安全基準（電動式）及びホースレイヤー安全基準（エンジン式）（ホースレイヤーの機能及び構造等に係る安全基準について（平成２年消防消第１７７号））

（ケ）住宅用スプリンクラー設備　住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン（住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて（平成３年消防予第５３号））

（ケ）消防用積載はしご　消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準（消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準について（平成４年消防消第７７号））

（コ）消防用接続器具　結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準（結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（平成５年消防消第９８号及び消防予第１９７号））

（サ）外部試験器　外部試験器の基準（自動火災報知設備の遠隔試験機能に係る外部試験器の取扱いについて（平成８年消防予第１０５号））

（シ）特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成１６年総務省告示第２８１号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年消防消第４９号）、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成１９年消防消第８０号）、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成２０年消防消第８９号）及び石油コンビナート等における特定施設等及び防災組織等に関する省令（昭和５１年自治省令第１７号）

（ス）消火設備用消火薬剤　パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１２号）第８及びパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１３号）第１９

（セ）住宅用防災警報器　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成１７年総務省令第１１号）

（ソ）補助警報装置　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成１７年総務省令第１１号）

（タ）定温式住宅用火災警報器　定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン（台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて（平成１７年消防安第１７号））

（チ）放火監視機器　放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラ

イン（放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について（平成１７年消防予第７２号））

ウ　前ア及びイ以外の消防用機械器具等であって、技術上の基準がなく、協会が自主的に定めた基準に基づき評価を行うもの（確認評価として行うもの）

（ア）オーバーホールを行った特殊消火装置

（イ）外部試験器の校正

（２）認定評価業務

消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）第３１条の４第１項に規定する消防用設備等又はこれらの部分である消防用機械器具等が、技術上の基準への適合についての評価を行い認定する業務をいい、次のように区分する。

（ア）非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン　非常警報設備の基準（昭和４８年消防庁告示第６号）

（イ）非常警報設備の放送設備　非常警報設備の基準（昭和４８年消防庁告示第６号）

（ウ）放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備　放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成８年消防庁告示第６号）

（エ）自動火災報知設備の地区音響装置　地区音響装置の基準（平成９年消防庁告示第９号）

（オ）総合操作盤　総合操作盤の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第７号）

（カ）パッケージ型自動消火設備　パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１３号）

（キ）屋内消火栓設備の屋内消火栓等　屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成１３年消防庁告示第３６号）　（ぁ）

（３）特定機器評価業務

技術上の基準があらかじめ定められていない初期拡大抑制機器（火災の拡大を初期に抑制する性能を有する機器をいう。）、警報避難機器（火災時に安全に避難することを支援する性能を有する機器をいう。）、消防活動機器（消防隊による活動を支援する性能を有する機器をいう。）及びこれら以外の消防用機器並びにこれらの機器で構成される設備（以下「特定消防機器等」という。）について、技術上の基準に適合するものと同等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有することに係る、又は特定消防機器等の性能等が消防用機械器具等として適当であることに係る評価を行う業務をいう。

（評価の区分）

第３条　評価は、次の各号に掲げるように区分する。

（１）総合評価　特殊な消防用設備等を設置する場合にその有効性について、又は特定消防機器等が消防用設備等との同等性若しくは消防用機械器具等として適当であるか等について総合的に評価することをいう。

（２）総合変更評価　前号の評価又は当該評価に係る第５条により策定された技術上の基準の一部を変更するために評価することをいう。

（３）型式評価　消防用機械器具等の型式に係る形状等について、当該消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合しているか試験により評価することをいう。
（４）型式変更評価　型式評価に係る型式と重要でない部分が異なる型式に係る形状等について、当該消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合しているか試験により評価することをいう。
（５）型式適合評価　消防用機械器具等の形状等が、型式評価又は型式変更評価を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかを評価することをいう。
（６）確認評価　オーバーホール等整備を行った特殊消火装置の形状等が当該特殊消火装置に係る技術上の基準に適合しているかどうか、外部試験器の形状等が外部試験器校正基準により校正されているかどうか、屋内消火栓設備の屋内消火栓等における消防用ホースと結合金具の装着部が屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準に適合しているかどうか又は第３号から第５号までに該当しない消防用機械器具等の形状等が当該消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合するかどうかを確認する評価をいう。(ぁ)

（評価細則）
第４条　協会は、受託評価を公正かつ効率的に実施するため、消防用機械器具等の品目ごとの技術上の基準の運用方針並びに前条の評価方法等の必要な事項（以下「評価細則」という。）について定めることができる。

第２章　評価の方法等

第１節　総合評価及び総合変更評価

（評価委員会）
第５条　協会は、第３条第１号に規定するそれぞれの消防用設備又は消防用機械器具等（以下「総合評価機器」という。）に係る総合評価を行うため、評価委員会（以下「委員会」という。）を置くことができるものとする。
２　委員会は、当該総合評価機器についての評価を行うとともに、評価の実効性を確保するために必要な技術上の基準を策定できるものとする。
３　委員会は、総合評価を行った場合及び前項の技術上の基準を策定した場合にあっては、協会に報告するものとする。
４　委員会の構成、運営等に関する必要な事項は、別に定める。

（総合評価の依頼手続き）
第６条　総合評価を受けようとする者（以下「総合評価依頼者」という。）は、総合評価依頼書（別記様式第１号）正副２部及び評価細則で定める書類に第３８条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会虎ノ門事務所に提出するものとする。ただし、第２条（１）の協会の定める自主基準を策定する場合にあってはこの限りでない。

（評価結果の通知）
第７条　協会は、第５条第３項の報告に基づく評価結果を総合評価依頼者に通知するものとする。

（総合評価の取消し）
第８条　協会は、総合評価について、次の各号のいずれかに該当するときは、第７条の規定に基づき通知した評価結果を取り消すことができるものとする。
（１）不正な手段により当該総合評価を受けたとき
（２）総合評価機器に係る型式適合評価又は確認評価を受検せずに第３０条第１項に規定する合格の表示若しくは合格の表示と紛らわしい表示又は型式適合評価に合格している旨の表示を付していると認められた場合
２　協会は、前項の規定に基づき総合評価を取り消すときは、当該総合評価依頼者にその理由を付してこれを通知するものとする。

（評価に伴う技術上の基準等の見直し）
第９条　協会は、類似の消防用機械器具等に係る技術上の基準の公的な見直し等により第７条の規定に基づき通知した技術上の基準等についても変更の必要があると認めるときは、当該技術上の基準等を見直すことができるものとする。
２　協会は、前項の規定による見直しを行う場合、委員会に当該技術上の基準等の検討を依頼するものとする。
３　協会は、当該技術上の基準等を変更しようとするとき及び前項の検討を行ったときの結果を総合評価依頼者に通知するものとする。

（契　約）
第１０条　総合評価依頼者は、評価を受けた消防用機械器具等が型式評価により型式を取得した後、型式適合評価又は確認評価に適合した場合に、第３０条第１項に規定する合格の表示を行うことができる。
２　総合評価依頼者は、前項に掲げる型式評価を受けようとするときは、型式評価及び型式適合評価又は確認評価（以下「型式評価等」という。）の実施に関する契約書（別記様式第２号）により協会と契約を締結するものとする。

（総合変更評価）
第１１条　総合変更評価は、第５条から第１０条までに準じて行うものとする。この場合における依頼は、総合変更評価依頼書（別記様式第３号）により行うものとする。

第２節　型式評価試験及び型式変更評価試験

（型式評価試験の依頼）
第１２条　型式評価試験を依頼しようとする者（以下「型式評価試験依頼者」という。）は、型式評価試験依頼書（別記様式第４号）正副２部、附表第１で定める数の試料及び

第５項に掲げる添付書類（以下「試料等」という。）に第３８条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（本所型式評価試験主管課をいう。以下この条、第１４条、第１６条及び１９条において同じ。）に提出するものとする。

2　前項の試料等の提出は、原則として、持参するものとする。ただし、あらかじめ、協会が持参することが困難であり、試料等に係る説明の必要がないと認める場合は、郵送等により提出することができる。

3　型式評価試験依頼書の種別及び型式欄には、附表第２に掲げる種別及び型式の区分の例により記載するものとする。

4　型式評価試験依頼書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。

5　添付書類は、次表に掲げるところによるほか、次の各号によるものとする。

（１）添付書類は、正副ごとに工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１７条第１項に定める日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｐ０１３８のＡ４の大きさのファイルに一括して編冊すること。

（２）第１５条第２項により型式番号又は試験番号（以下「型式番号等」という。）を付与された型式で、第１７条に規定する失効又は取消しを適用されていない型式（以下「既評価型式」という。）を有する者に、既評価型式による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として型式評価試験の依頼をしようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る型式評価試験依頼書の添付書類は、次表に掲げる書類（契約書を除く。）を別記様式第５号に替えることができること。

区分	部数	備考
明細書	正副２部	評価細則で定めるもの
設計図	正副２部	依頼に係るものの構造、部品の名称、寸法、材料等を明らかにし、JIS Z 8310（製図総則）により製図されたもの
工場設備概要調書	正副２部	別記様式第６号のもの
品質管理方法書	正副２部	製品の品質管理方法が記載されたもの
製造工程概要調書	正副２部	別記様式第７号のもの（材料、部品等の受入から完成品の出荷に至るまでの工程のうち、依頼に係るものの主要構成部分等の受入、製造、加工、組立等の工程で、製造者自らが重要なものであると判断している工程の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない。）
社内検査体制等概要調書	正副２部	別記様式第８号のもの（依頼に係るものと形状等が同等である旨の検証等として、最終的な判断に至るまでの工程等で行う検査項目、検査方

		法、判断基準等の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない。）
苦情処理・事故報告管理方法書	正副２部	１　次の項目に関する責任会社、責任部署及び責任者が記載されたもの (1) 使用者からの苦情及び事故情報の窓口 (2) 苦情及び事故情報の初期評価、調査、対策の策定及び対策の実施 (3) 製造に係る不具合又は事故が発生した場合の製造、型式適合評価及び販売の中止並びに回収 (4) 客先への報告及び記録の保管 (5) 協会との窓口 ２　１に記載した責任部署間の情報伝達に関する処理フローが記載されたもの ３　その他苦情処理・事故報告に必要な事項が記載されたもの ４　本方法書に型式適合評価依頼者と異なる会社が記載されている場合にあっては、当該会社が本方法書を承認していることを証明する書類又はこれに類する契約書、覚書等の写しが添付されたもの ５　設計又は製造した者に限り解析できる情報を当該設計又は製造した者に伝達する処理フローが記載されたもの ６　品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない
社内試験成績表	正本１部	評価細則で定めるもの
誓約書	正本１部	消防法令その他の法令及び協会の規程等を遵守すること並びに社会の要請に基づく対応を実施することを誓って署名押印がされた別記様式第９号に準じたもの
契約書（委託型式の場合に限る。）	写１部	当該依頼者と当該製造者の間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第１０号に準じたもの
その他評価細則で定める書類		

６　委託型式又は協会が認めた型式に係る試料等の一部については、提出しないことができる。

（型式評価試験の実施）

第１３条　協会は、型式評価試験依頼書を受理した場合、協会又は協会が指定する場所において次により型式評価試験を行う。

（１）前条第１項の提出された試料等について、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５に適合する試

験品質システム又はこれと同等の試験品質システムに基づき、評価細則で定める方法により試験を行う。

（２）提出された品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書等（以下「品質管理方法書等」という。）及び評価細則で定める検査設備の内容について、書面審査を行う。

２　協会は、前項の試験の実施中に不良事項が見出された場合、試験を中止する。ただし、その不良事項が他の試験の続行に支障がなく、添付書類の不備その他比較的軽度であると認める場合にあっては、この限りでない。

３　協会は、前項により試験を中止した場合、その理由を付して当該型式評価試験を取り止める旨を型式評価試験依頼者に直ちに通知する。

４　協会は、提出された書類（既評価型式を有する場合における当該型式と提出した型式との相違を明らかにした書類）及び試料等により試験する製品若しくは部品が、既評価型式又は試験中の型式の製品若しくは部品と同一のものであると認める場合、第１項の試験項目の一部について、当該型式に係る試験項目のデータを活用することができる。

５　協会は、型式評価試験中に、当該型式評価試験依頼者が当該型式に係る依頼の取下げ等をした場合、当該試験を取り止めるものとする。

６　協会は、第１項の試験及び書面審査の結果が良好の場合においては、次条第４項の品質管理方法等及び検査設備に係る調査（以下「初回調査」という。）を行う旨を型式評価依頼者に通知する。

７　協会は、提出された試料等により次条の初回調査を行うことができると認める場合にあっては、前項の通知を行わないことができる。

（初回調査）

第１４条　前条第６項の通知を受けた者は、当該通知がされた日から６月（やむを得ない理由のため、初回調査期限延期届（別記様式第１１号）正副２部をあらかじめ協会に提出して、その承認を得た場合にあっては、１年）以内に、希望する日時を希望する日の１５日前までに協会に届け出るものとする。

２　協会は、前項の届出を参酌して、初回調査を実施する日時を指定して連絡するものとする。

３　指定された日時の変更を希望する者は、協会が指定した日の７日前までに、その旨を協会に届け出るものとする。

４　初回調査は、前条第１項の書面内容と受検場所における実際の内容が同一であるかを受検場所において次の事項について行うものとする。

（１）品質管理方法、製造工程、社内検査体制等、苦情処理・事故報告管理方法等（以下「品質管理方法等」という。）について調査を行うこと。

（２）評価細則で定める検査設備について確認を行うこと。

５　協会は、第１項に規定する期限を経過した場合、初回調査取止めを型式評価試験依頼者に通知するものとする。

６　協会は、提出された試料等が既承認型式と同等であると認める場合、第４項各号に掲げる項目の一部について、当該型式に係る項目のデータを活用することができる。

（型式評価通知）

第１５条　協会は、前条の初回調査の結果に基づき、次に掲げる事項について審査する。

（１）当該依頼に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合していること。

（２）品質管理方法等が提出書類どおりに行われていること。

２　協会は、前項の審査の結果、前項各号に適合していると認める場合、附表第３に規定する型式番号等、第１９条の型式適合評価の方式及び第１６条第１項の有効期限を型式評価試験依頼者に通知する。

３　前項の型式を付与された型式に附置する構成部品（「当該依頼に係る消防用機械器具等を構成する部品、附属装置等をいう。以下同じ）のうち協会が指定するものにあっては、前項の通知に併せて型式番号等を付与することができるものとする。

４　協会は、第１項の審査の結果が同項各号に適合しないと認める場合、その旨に理由を付して型式評価試験依頼者に通知する。

（型式の有効期限）

第１６条　型式（第１５条第３項により型式番号等を付与された構成部品を含む。以下同じ。）は、当該型式の付与を受けた日（次項に規定する更新を受けた日を含む。）から５年の期間（以下「有効期限」という。）に限り有効とするものとする。ただし、第２条第２号（ウ）の放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備のうち、評価細則で定める二号評価を受けた型式及び第３条第６号に掲げる確認評価の対象品目にあってはこの限りでない。（ぁ）

２　型式を取得した者（以下「型式取得者」という。）は、当該型式の有効期限を更新することができるものとする。

３　更新の依頼は、有効期限満了の日の１年前の日から行うことができるものとする。

４　第２項の更新を受けようとする型式取得者は、更新依頼書（別記様式第１２号）正副２部及び変更一覧表（別記様式第１３号）に第３８条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会に提出するものとする。

５　構成部品の更新は、原則として、当該構成部品に係る型式と併せて行うものとし、構成部品単独では行わないものとする。

６　第１５条第２項の規定は、型式の有効期限の更新を行う場合について準用する。

（型式の失効及び取消し）

第１７条　前条第１項の有効期限（同条第２項の規定により更新された有効期限を含む。）を経過した型式は、型式の効力を失うものとする。

２　協会は、型式取得者に係る型式が次の各号のいずれかに該当する場合、当該型式を取消すことができる。

（１）不正の手段により型式評価試験、型式変更評価試験、更新又は軽微変更（既評価型式の形状等について機能に影響を与えない部分（型式評価試験等に該当するものを除く。）の変更であって、かつ、当該型式と同一と見なせる形状等の変更をいう。以下

同じ。）を受けた場合

（２）第２８条第１項及び第２項に規定する品質管理方法等の実態調査及び製品検査又は第４０条第３項に規定する立入調査において、当該製品に著しい欠陥があると認める場合又は第２８条第３項で定める改善の措置を講じない場合

（３）型式適合評価を受検せずに第３０条第１項に規定する合格の表示若しくは合格の表示と紛らわしい表示又は型式適合評価に合格している旨の表示を付していると認められた場合

（４）第８条第１項の規定により総合評価等が取り消された場合

（５）消防用機械器具等に係る技術上の基準が改正され、型式が改正後の技術上の基準に適合しなくなった場合

（６）型式について、型式取得者から型式評価取消届（別記様式第１４号）が提出され、協会がこれを受理した場合

（７）正当な理由がなく、型式に係る型式適合評価の依頼を、第１５条第２項の通知を受けた日から２年以内にしない場合又は引き続き２年以上しない場合

（８）第５２条から第５４条までに規定する型式適合評価時の不正行為等が、故意に行われ当該型式適合評価に係る型式を取消すのに十分な理由があると認められた場合

３　協会は、第１項の規定により失効した場合、その旨を当該型式取得者に通知する。

４　協会は、第２項の規定により型式を取消す場合、その理由を付してこれを当該型式取得者に通知する。

５　協会は、第３項又は前項の通知を行った場合、その旨を公表するとともに、当該通知した型式についての型式適合評価を行わないものとする。この場合において、協会は、第３０条第１項ただし書の規定に基づき貼付等している合格証票類等のはぎ取り又は明瞭な消印を、また、型式取得者は、第４８条の規定に基づき梱包箱等に印刷した型式適合評価に合格している旨の表示及び当該印刷のために作製した原版等の廃棄、消印等を行わなければならない。

（型式変更評価試験）

第１８条　型式変更評価試験は、第１２条から第１７条までの規定に準じて行うものとする。この場合における依頼は、型式変更評価試験依頼書（別記様式第１５号）により行うものとする。

第３節　型式適合評価

（型式適合評価の方式）

第１９条　型式適合評価の方式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

（１）立会型式適合評価　協会が、あらかじめ認めた品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書（以下「品質管理方法書等」という。）に従って製造、検査等が行われた製品について受検場所において型式適合評価に係る検査を実施して、合否の判定を行う型式適合評価の方式をいう。

（２）工場審査型式適合評価　型式適合評価を依頼しようとする者（以下「型式適合評価依頼者」という。）が、あらかじめ協会が認めた品質管理方法書等に従って製造、検査等を行った製品について受検場所において型式適合評価に係る検査を実施して合否の判定を行い、協会に報告して、当該報告を協会が確認する型式適合評価の方式をいう。

２　依頼に係る消防用機械器具等に適用する型式適合評価の方式は、評価細則で定めるものとする。

（型式適合評価の計画）

第２０条　型式適合評価依頼者は、毎月２５日までに、翌月分の型式適合評価受検日希望表（別記様式第１６号。以下「受検日希望表」という。）を協会（本所型式適合評価主管課をいう。以下この条、第３５条において同じ。）に提出するものとする。ただし、事前に１年間又は半年間の受検日希望表が提出されている場合にあっては、この限りでない。

２　協会は、受検日希望表を参酌して月ごとに型式適合評価計画を作成して、型式適合評価を行う。

３　型式適合評価依頼者は、依頼に係る数量について、おそくとも型式適合評価の受検希望日（依頼に係る数量に満たない数量で受検して生じた依頼残数については、当該依頼の最初の受検日とする。）から３月以内に受検するものとする。

４　型式適合評価依頼者は、やむを得ない事情のため前項の規定による受検ができない場合、当該依頼について第４２条の規定による取下げの届出を行うものとする。

５　協会は、第２項の型式適合評価計画が、型式適合評価依頼者から提出された受検日希望表と異なる場合、速やかに、協会が定めた受検日を型式適合評価依頼者に通知する。

６　型式適合評価依頼者は、やむを得ない理由のため、受検日、種別、型式又は受検数量の著しい変更を希望する場合、受検日の７日前までに、この旨を協会に連絡するものとする。

（型式適合評価の依頼）

第２１条　型式適合評価依頼者は、型式適合評価依頼書（別記様式第１７号）正副２通（当該依頼者が副本の返却を求めない場合にあっては、正１通。）に第３８条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（立会型式適合評価の受検場所が本州のうち、京都府、滋賀県及び三重県（警報設備の場合にあっては、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県）以西の地域（以下「大阪支所管内」という。）にある者は、原則として大阪支所。以下第３１条、第３６条、第４０条、第４２条、第４４条、第４５条及び第４７条において同じ。）に型式適合評価受検日の５日前までに提出するものとする。

２　型式適合評価依頼書は、次によるものとする。

（１）種別欄には、依頼型式の種別又は型式を記載すること。

（２）型式適合評価依頼書は、型式番号等ごとに作成すること。ただし、第２７条第１項第１号アのただし書きにより一括して１ロットとすることができる型式で、種別及び手数料単価が同一である場合にあっては、種別ごとに作成することができること。

（３）型式適合評価依頼書を前号のただす書により作成する場合にあっては、当該依頼書

の型式番号を備考欄に記載するか又は別紙とすることができること。
（４）立会型式適合評価について、１回の受検に依頼する数量は、原則として種別ごとに附表第４に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。
（５）受検場所欄には、工場設備概要調書に記載した受検場所又は第３５条第７項の規定により承認する旨の通知を受けた受検場所を記載すること。
（６）型式適合評価受検業務を委託した場合における型式適合評価依頼者は、当該委託者（第４４条第１項の規定による代理人を含む。）とすること。
３　型式取得者は、取得した型式の製品を製造する場合、型式適合評価の依頼を行い、型式適合評価を受けるものとする。

（依頼者の整備事項）
第２２条　型式適合評価依頼者は、評価細則で定める検査設備と同等以上の性能となるように維持整備するものとする。
２　型式適合評価依頼者は、第３７条第２項及び第４３条第１項の規定により返却された書類を編冊し、整備するものとする。
３　型式適合評価依頼者は、適正、かつ、能率よく受検するために受検場所の整備に努めるものとする。

（依頼者の受検準備）
第２３条　型式適合評価依頼者は、原則として、受検日前までに実施した社内検査体制等概要調書に基づく受検品の社内検査等の結果を記載した書類及び型式適合評価依頼整理表・受検成績履歴表（別記様式第１８号。以下「履歴表」という。）に必要事項を記入し、受検日当日に用意するものとする。
２　受検場所における受検品は、型式適合評価合格品、未受検品、第４項の予備品及びその他の製品と明確に識別し、整然と配列するものとする。
３　受検品には、抜き取りが円滑に行えるように整理番号等を表示するものとする。ただし、箱等に梱包された状態の受検品にあっては、当該箱等に表示をすることができる。
４　型式適合評価依頼者は、検査によって破壊される試料の数又は不合格判定数未満の数に相当する製品（以下「予備品」という。）を、依頼に係る数量の製品とは別に準備し、受検品に加えて受検することができるものとする。

（立会型式適合評価における受検時の確認）
第２４条　協会は、次の各号により立会型式適合評価における受検時の確認を行うものとする。
（１）受検品に係る型式及び数量が依頼されたものであるかを確認すること。
（２）履歴表の記載が適正かどうかを確認すること。
（３）受検品のすべての型式ごと、少なくとも一個について外観及び表示を目視により受検品が受検型式に係るものであるかを確認すること。
（４）検査設備について、使用可能な状態に維持されていることを確認すること。

（立会型式適合評価における検査方法）

第２５条　立会型式適合評価における検査は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

（１）全数検査　依頼されたすべての受検品を検査試料とする方法

（２）抜取検査　種別、型式、検査項目及び数量に応じて、ＪＩＳＺ９０１５－１に準拠した方法により検査試料を抜き取る方法

（全数検査による立会型式適合評価の検査手順、判定等）

第２６条　全数検査における立会型式適合評価の検査項目、検査手順その他必要な事項については、評価細則で定めるところによること。

２　協会職員は、検査が終了した時、立会型式適合評価の合否の判定を、原則として、当該立会型式適合評価を実施した場所において、次の各号により行うものとする。

（１）合否の判定は、次により行うこと。

ア　欠点がないものは「合格」とする。

イ　欠点が見出されたものは「不合格」とする。

（２）欠点は、次のものをいう。

欠点　人体に障害を及ぼすおそれのあるもの、消防用機械器具等の基本的機能を果たさないもの、消防用機械器具等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの又は主要機器の構造が型式承認を受けたものと異なるもの

（３）各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容は、評価細則で定めるところによること。

３　立会型式適合評価を依頼しようとする者（以下「立会型式適合評価依頼者」という。）は、立会型式適合評価で不合格となった受検品について、次の各号により処置するものとする。

（１）不合格となった原因を調査すること。

（２）不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となった受検品の処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第１９号）を当該受検品の次回受検前までに協会に提出すること。

４　協会は、前項により提出された不合格改善方法書を審査して、その結果を当該立会型式適合評価依頼者に通知する。

（抜取検査による立会型式適合評価）

第２７条　立会型式適合評価における抜取検査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

（１）ロットは、受検場所ごとに次により構成されていること。

ア　１ロットは、１型式の製品で構成されていること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、2以上の型式の製品を一括して１ロットとすることができる。

イ　原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成されていること。

ウ　同一ロットとして一括することができる型式については、評価細則で定めるとこ

ろによること。

エ　ロットの取扱いは、立会型式適合評価依頼者の希望によらないものであること。

（２）検査のきびしさは、次によること。

ア　原則として、高水準品質Ⅱ検査、高水準品質Ⅰ検査、標準品質検査、品質水準強化Ⅰ検査及び品質水準強化Ⅱ検査の５段階とし、その指定及び切替え手順は評価細則で定めるところによること。

イ　標準品質水準の適用を標準とすること。ただし、協会が立会型式適合評価依頼者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）により検査のきびしさを標準品質検査で実施することが適切でないと認める場合にあっては、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。

（３）試料は、ロットごとに受検品の型式番号等、数量等の確認を行った後、評価細則に定める抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数をＪＩＳＺ９０３１による乱数表又はその他の協会が認めた方法を用いて抽出すること。

（４）抽出した試料の管理は、原則として、次によること。

ア　一連番号を付すこと。

イ　通常検査及び少数検査の対象となった旨の印その他識別できる記号を付すこと。

ウ　抽出した試料には、必要に応じて、容易に触れることができない封印等を行うことができること。

エ　抽出した試料は、指示された場所に明確に配置すること。

（５）ロットの取り扱い、検査項目、検査手順その他立会型式適合評価に必要な事項については、評価細則で定めるところによること。

２　第１５条第３項に規定する型式番号等を付与された構成部品は、単独で抜取検査による型式適合評価を受検することができるものとする。この場合における型式適合評価の方式は、構成部品を附置する消防用機械器具等の型式適合評価の方式に合わせるものとする。

３　協会は、検査が終了した時、立会型式適合評価の合否の判定を、原則として、当該立会型式適合評価を実施した場所において、次の各号により行う。

（１）ロットの判定は、評価細則で定めるところによること。

（２）欠点の区分は、その欠点の重要度に応じて次のように分類すること。

ア　致命欠点　人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機械器具等の基本的機能を果たさないもの

イ　第１欠点　致命欠点に該当しない消防用機械器具等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの

ウ　第２欠点　致命欠点及び第１欠点に該当しないもので消防用機械器具等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、消防用機械器具等の構造（機能に支障を生じるおそれのないものに限る。）が型式承認を受けたものと異なるもの又は使用に際し消防用機械器具等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りのあるもの

エ　第３欠点　致命欠点、第１欠点又は第２欠点に該当しない軽微な支障のあるもの

（３）各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容及び合格品質限界（以下「ＡＱＬ」という。）の指定は、評価細則で定めるところによること。

4　抜取検査による立会型式適合評価で合格したロットの処置は、次の各号により行うものとする。

（１）欠点が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。

（２）前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料等に係る製品を不合格とすること。

（３）欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点が見出された場合、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）、型式適合評価依頼者は、当該欠点に関しての再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記様式第２０号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。

5　立会型式適合評価依頼者は、抜取検査による立会型式適合評価で不合格となったロットについて、次の各号により処置するものとする。

（１）不合格となった原因を調査すること。

（２）不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となったロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第２１号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。

6　協会は、提出された不適合改善方法書又は不合格改善方法書を審査して、その結果を当該立会型式適合評価依頼者に通知する。

（実態調査及び製品検査）

第２８条　協会は、品質管理方法等について初回調査時に認めた書面内容及びその後に変更を認めた内容、前回調査以降に発生した苦情処理・事故報告の内容及び評価細則で定める検査設備の性能に係る調査（以下「実態調査」という。）を原則として１年以内ごとに１回以上受検場所において行うものとする。

2　工場審査型式適合評価にあっては、前項に加えて品質管理方法等の実施状況及び型式適合評価の対象となる製品に係る検査（以下「製品検査」という。）を原則として１年以内ごとに１回以上受検場所において行うものとする。

3　協会は、前２項の実態調査及び製品検査で不備があると認める場合、型式適合評価依頼者に対して評価細則で定める改善措置を講ずるよう求めるものとする。

（型式適合評価の保留）

第２９条　協会は、検査設備が不良等のため当該立会型式適合評価日中に立会型式適合評価が完了しないと認める場合又は第２３条第１項の社内検査等の結果を記載した書類が用意されない場合、抜取検査による当該ロット又は全数検査における当該受検品の立会型式適合評価を保留する。

2　立会型式適合評価依頼者は、前項の検査設備の不良等を改善した場合、文書により協会に報告するものとする。

3　協会は、前項に規定する検査設備の改善、その他再発防止対策の措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡の上、受検場所における確認を行うことができる。

4　第１項の保留したロット又は全数検査における受検品の立会型式適合評価は、第２項の報告に係る確認を受けた後に、新たなロット又は新たな受検品として行うものとする。この場合において、抜取検査によるロットの検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。

（合格の表示）

第３０条　協会は、型式適合評価において、合格と判断された製品（第１５条第３項の規定により型式番号等を付した構成部品を含む。）について、附表第５に掲げる方法により附表第６に定める合格の表示を行うものとする。ただし、次条第１項の規定により協会が認めた場合にあっては、受検前に合格証票類を製品に貼付等しておくことができる。

2　合格証票類の貼付等は、直接、製品本体に行うものとする。ただし、協会が、あらかじめ、製品に貼付等された銘板等が容易に剥がれないもの、剥がれても再使用ができないもの又はその他支障のないものと認めた場合、合格証票類の銘板等への貼付等することができる。

3　協会は、第１項ただし書の規定に係る製品が型式適合評価において不合格と判断された場合、原則として、当該不合格品に付した合格証票類をはぎ取り又は明瞭に消印するものとする。

4　製品には、第１項に規定する場合を除くほか、当該型式に係る製品に同項の表示又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならないものとする。

（合格証票類の取扱いの特例）

第３１条　協会は、型式適合評価依頼者が、別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取扱いの特例を認めることができる。

2　協会は、前項の規定により合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合評価依頼者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。

3　協会は、合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合評価依頼者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は型式適合評価依頼が適正に行われない場合（長期の依頼残を常に生じる場合等）、合格証票類の取扱いの特例を取り消すことができる。

4　型式適合評価依頼者は、合格証票類の取扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。

5　型式適合評価依頼者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

（型式適合評価結果の確認）

第３２条　協会職員及び型式適合評価依頼者（型式適合評価依頼者により型式適合評価立会責任者に委任された場合は、その者を含む。）は、型式適合評価終了後、履歴表に記載された事項について、相互確認の上、署名又は押印を行うものとする。

2　型式適合評価依頼者は、前項の履歴表の写を編冊して受検場所に当該履歴表が必要と認められるまでの間保存し、かつ、適正な管理を行うものとする。

3　型式適合評価依頼者は、協会の型式適合評価連絡簿を受検場所に保管するものとする。

第４節　確認評価

（確認評価の契約）

第３３条　確認評価を依頼しようとする者は、第２条第１号及び第２号に定める消防用機械器具等の種類に応じ、確認評価の実施に関する契約書（別記様式第２２号）により契約を締結するものとする。（あ）

（準用）

第３４条　第１９条から第３２条（第２１条第２項を除く。）までの規定は、確認評価（消防用ホースと結合金具の装着部の確認評価の履歴表にあっては、細則に定めるものとする。）について準用する。この場合において「型式適合評価」とあるのは「確認評価」と、「第３８条に規定する手数料」とあるのは「第３３条により締結された契約書に記載される手数料」と読み替えるものとする。（あ）

第５節　受検場所、検査設備等の変更及び軽微変更

（受検場所、検査設備等の変更）

第３５条　型式適合評価依頼者（確認評価依頼者を含む。以下この条において同じ。）は、工場設備概要調書に記載した受検場所、従前に型式適合評価を受けた場所又は確認評価を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合、受検場所変更届（別記様式第２３号）正副２部に次の各号に掲げる書類各１部を添えて、協会に提出するものとする。（あ）

（１）移転又は増設の場合にあっては、品質管理方法書等、工場設備概要調書、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書（合格証票類の数、未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。）

（２）廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

２　型式適合評価依頼者は、初回調査の際確認を受けた検査設備のうち評価細則で定めるものを改造、取換え又は増設しようとする場合、検査設備変更届（別記様式第２４号）正副２部に改造、取換え又は増設した検査設備に係る検査結果を添えて、協会に提出するものとする。

３　型式適合評価依頼者は、初回調査の際確認を受けた品質管理方法等を変更しようとする場合、該当する品質管理方法変更届（別記様式第２５号）、製造工程・社内検査体制等変更届（別記様式第２６号）又は苦情処理・事故報告管理方法変更届（別記様式第２７号）正副２部に変更した品質管理方法等に係る文書を添えて、協会に提出するものとする。ただし、品質管理方法又は苦情処理・事故報告管理方法を変更する場合には、型式適合評価の実施又は苦情処理・事故報告の管理に直接影響のある変更に限る。

４　型式適合評価依頼者は、提出した工場設備概要調書その３に記載している事項を変更した場合、遅滞なく、変更後の工場設備概要調書正副２部を協会に提出するものとする。

５　委託型式に係る第１項から前項までにより提出された届は、受託される型式に係る当

該変更届の際に委託型式の型式番号を記載することにより、届出を行ったものとみなすことができる。

6　第２項から前項までの規定は、当該各項の規定により承認を受けた検査設備を改造等する場合又は品質管理方法等を変更する場合について準用する。

7　協会は、提出された変更届について調査又は確認を行い、その結果を通知する。この場合において、協会は、調査等に必要な資料の提出を要求することができる。

8　型式適合評価依頼者は、第１項から第４項までの変更に伴い受検場所における調査が必要であると協会が認める場合、第３８条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添付するものとする。

（軽微変更）

第３６条　型式について、軽微変更をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第２８号）及び当該変更に係る設計図等１部並びに必要に応じて見本を、当該変更日前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更については、受託型式に係る軽微変更届に委託型式番号を記載することにより行うことができる。

２　軽微変更のうち、評価細則で定める事項に該当する変更にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変更する製品に係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。

３　型式適合評価依頼者は、軽微変更に伴い、品質管理方法書等及び工場設備概要調書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第３５条に規定する変更届を協会に提出するものとする。

（軽微変更の審査）

第３７条　協会は、提出された軽微変更届について、審査するものとする。この場合において、前条第２項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。

２　協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合しないこととなると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認しない旨を付記して返却する。

第３章　雑則

（評価等手数料の納付等）

第３８条　総合評価、総合変更評価、型式評価試験、型式変更評価試験、更新、型式適合評価、確認評価又は受検場所等の変更（以下「評価等」という。）の依頼をしようとする者（以下「評価等依頼者」という。）は、日本消防検定協会業務方法書第１９条第２項及び第２０条の規定に基づき第６条、第１１条、第１２条第１項、第１６条第４項、

第１８条、第２１条第１項又は第３５条第８項の規定に係る手数料若しくは第３３条により締結された契約書に記載される手数料（日本円に限る。以下「評価等手数料」という。）を原則として指定の振込用紙（別記様式第２９号及び別記様式第３０号）により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込用紙に換えることができる。

２　消防用機械器具等の依頼内容により前項に規定する評価等手数料により試験ができないと協会が認める場合は、協会が定める手数料によることとし、予め契約を締結するものとする。

３　評価等依頼者は、第５０条の規定により協会が受検場所等の特例を認めた場合、第１項に規定する評価等手数料のほか、必要となる旅費、出入国税、ビザの取得に要する費用その他必要な経費等に係る額を負担するものとする。

４　既に納付された評価等手数料は、試験等に着手していない場合を除き、原則として、返還しない。

（疑義の照会）

第３９条　評価等依頼者は、受託評価に係る依頼手続き、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め又は文書により照会することができる。

２　評価等依頼者は、不良が見出された場合における通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。

３　協会は、第１項の照会等に対して誠実に対処する。

（事故発生報告等）

第４０条　型式取得者は、消防用機械器具等について不具合、事故等が発生した場合、当該消防用機械器具等の種別、型式、型式番号等、数量及び不具合、事故等の内容を直ちに協会に報告するとともに、事故等報告書（別記様式第３１号）を協会に提出するものとする。

２　前項の報告を行った型式取得者は、不具合、事故等に係る調査を行いその結果を文書により協会に提出するものとする。

３　協会は、消防機関、消費者等から提供される製品に係る情報、事故報告（第１項の報告を含む。）等に基づき、その原因を確認するために必要がある場合、当該製品に係る型式取得者に連絡のうえ、その製品の受検場所に立ち入って調査を行うものとする。

４　協会は、前項の調査の結果、第５３条第６項又は第５４条第６項の措置を求めた場合、当該型式取得者に連絡のうえ、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を求めた旨、措置の理由及び措置を行う消防用機械器具等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供を行う。

５　協会は、前項の規定によるほか、第１項の報告又は第３項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該型式取得者に連絡のうえ、不具合、事故等の内容、該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。

（受託評価業務の抜打確認）

第４１条　協会は、受託評価業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて型式適合評価等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

（型式評価試験依頼等の取下）

第４２条　評価等依頼者は、評価等（受検場所等の変更を除く。以下この条及び第４４条において同じ。）の依頼を取り下げ又は振り替えようとする場合、当該依頼の取下届（別記様式第３２号又は別記様式第３３号）正副１部を協会に提出するものとする。

２　協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、評価等に着手していない取下届にあっては手数料を還付する旨、既に評価等に着手している取下届にあっては手数料を還付しない旨、振り替えができる取下届にあってはその旨の通知を行う。

３　第３１条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合評価依頼に係る第１項の取り下げについては、取り下げに相当する数量の合格証票類を取下届に添えるものとする。

４　第１項の振り替えは、振り替えに係る依頼手数料が同額で、かつ、同種の依頼の場合、行うことができるものとする。この場合において、第３１条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合評価依頼に係る振り替えにあっては、振り替えに係る数量が同じものに限る。

（書類及び見本の返却）

第４３条　協会は、評価等の依頼の際提出された書類のうち副本を当該型式に係る第１５条第２項又は第４項に規定する通知を行った場合、評価等依頼者に返却する。

２　評価等依頼者は、協会から受託評価が終了した旨又は取下げ届を受理した旨の連絡を受けた場合、試料を速やかに引取るものとする。

（依頼等の委任）

第４４条　評価等依頼者は、評価等の依頼又はこの規程に定める届出を代理人に委任する場合、あらかじめ、委任（変更委任）状（別記様式第３４号）１部を協会に提出するものとする。

２　評価等依頼者は、前項に定める委任（変更委任）状に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の委任状１部を協会に提出するものとする。

３　代理人が提出する依頼書又は届出書には、評価等依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）を併記するものとする。この場合における押印については、代理人のみのものとすることができる。

（氏名等の変更の届出）

第４５条　型式取得者、型式評価試験依頼者又は確認評価依頼者が氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、遅滞なく、氏名等変更届出書（別記様式第３５号）１部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。ただし、

規則第３８条若しくは第４４条の２第３項又は検定業務規程第２８条に規定する届出を行った者を除く。

（受託評価手数料の過誤納）

第４６条　評価等依頼者は、過誤納した評価等手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金還付届（別記様式第３６号又は別記様式第３７号）１部を協会に提出するものとする。

２　協会は、評価等依頼者の過誤納を確認した場合、この旨を当該評価等依頼者に連絡する。

３　前項の連絡を受けた評価等依頼者は、過誤納金還付届１部を協会に提出するものとする。

（型式適合評価受検業務又は確認評価業務の委託）

第４７条　型式適合評価依頼者又は確認評価依頼者は、型式適合評価又は確認評価の受検準備から第３２条第１項に係る署名押印までの業務（この条において「受検業務」という。）を委託しようとする場合、受検業務委託の関係を明らかにした契約書（別記様式第１０号に準じたものとし、同様式中の第３条第２項及び第３項並びに第４条を除くこと。）写１部を協会に提出するものとする。

２　型式適合評価依頼者又は確認評価依頼者は、前項に定める契約書に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の契約書写１部を協会に提出するものとする。

（製品カタログの表示等）

第４８条　製品の梱包箱、カタログ、取扱説明書等に評価された旨の表示を行う場合にあっては、あらかじめ協会にその旨の届出を行うものとする。

（検査員）

第４９条　第１２条から第２０条まで、第２４条から第３５条まで、第３７条、第４０条から第４３条まで、第４６条及び第５０条から第５５条までに規定する試験等の業務に従事する者は、別に定める資格を有する協会職員とする。

（受検場所等の特例）

第５０条　協会は、災害その他やむを得ない事由があること、試料の運搬が困難であることその他特別の事情により、協会又は受検場所における評価等を行うことが困難と認める場合、評価等依頼者の希望する場所が次の各号に適合するときには、当該場所において評価等を行うことができる。

（１）検査設備等が設けられ第２２条第１項の規定に準じた整備及び校正が行われている場合

（２）依頼する製品に対する品質管理、製造、開発等を行う権限を有する評価等依頼者（当該権限を第４４条の規定に基づき委任された者を含む。）がいる場合

２　評価等依頼者が評価等を本邦以外の地域において実施することを希望する場合にあっ

ては、国内での評価等と同等の試験又は検査を当該受検場所で実施するために必要な事項についての契約書（別記様式第３８号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。

3　協会が必要と認める場合には、型式評価試験依頼書の受理に先行して受検場所における第１４条第４項に規定する初回調査を行うことができるものとする。この場合において、当該依頼者は、事前審査依頼書（別記様式第３９号）を提出するとともに、必要な事項について契約書（別記様式第３８号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。

（帳簿）

第５１条　協会は、認定評価業務又は当該業務の更新の依頼に係る氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）、依頼を受け付けた年月日、消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能の概要、試験を実施した年月日、試験を実施した者の氏名、評価結果及び評価結果を通知した年月日について記録し、認定評価を行った日から５年間保存するものとする。

第４章　型式適合評価時の不正行為等に対する措置

（型式適合評価又は確認評価時における不正行為に対する措置）

第５２条　協会は、型式取得者又は確認評価依頼者が不正の手段により型式適合評価又は確認評価を受検していると認めた場合、直ちに型式適合評価及び確認評価を中止するとともに、当該不正に係る製品を型式適合評価又は確認評価に不合格したものとして処理するものとする。

2　前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により型式適合評価及び確認評価を受検した製品と同一のロットのものすべてとする。

3　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

4　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価を中止した場合、同項の不正に係る型式取得者及び確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。

（１）不正に対する原因究明

（２）前号を受けた再発防止対策の実施

（３）品質管理体制の確立

5　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して行うすべての型式適合評価及び確認評価を停止するものとする。

6　協会は、第４項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

7　協会は、第４項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、型式適合評価及び確認評価を再開する旨

を通知する。

8　前項による通知後、第１項の不正に係る型式取得者に対し型式適合評価を実施する場合の検査のきびしさは、評価細則で定めるところとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは､不正の手段により型式適合評価を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合評価停止前と同じ方法及びきびしさとする。

（不正行為により型式適合評価に合格したときの措置）

第５３条　協会は、型式取得者又は確認評価依頼者が不正の手段により型式適合評価又は確認評価に合格したと認める場合、当該不正に係る製品の型式適合評価及び確認評価の合格の決定を取り消すとともに、当該型式取得者又は確認評価依頼者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

2　前項の型式適合評価の合格の決定の取消しの対象は、同項の不正の手段により型式適合評価又は確認評価を受検した製品と同一のロットで型式適合評価に合格したものすべてとする。

3　協会は、第１項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者又は確認評価依頼者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

4　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

5　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消す場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者にその理由を付してこれを通知する。

6　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、合格の決定を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。

7　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を書面で協会に提出するものとする。

（１）不正に対する原因究明

（２）前号を受けた再発防止対策の実施

（３）品質管理体制の確立

8　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して行うすべての型式適合評価及び確認評価を停止するものとする。

9　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正

に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、型式適合評価及び確認評価を再開する旨を通知する。

11　前項による通知後、第１項の不正に係る型式取得者に対し型式適合評価を実施する場合の検査のきびしさは、評価細則で定めるところとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは､不正の手段により型式適合評価を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合評価停止前と同じ方法及びきびしさとする。

（不良品流出時の措置）

第５４条　協会は、型式適合評価又は確認評価に合格した製品のうち、不良品が市場に流出したと認める場合、当該製品の型式適合評価及び確認評価の合格の決定を取り消すとともに、当該型式取得者又は確認評価依頼者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

２　前項の型式適合評価又は確認評価の取り消しの対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。

３　協会は、第１項により合格の決定を取り消した製品のうち、当該型式取得者又は確認評価依頼者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

４　協会は、第１項の不良品の流出に係る原因を確認をするために必要がある場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

５　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格を取り消す場合、同項の型式取得者にその理由を付してこれを通知する。

６　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、合格の決定を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。

７　協会は、第１項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格を取り消した場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。

（１）不良品の流出に係る原因究明

（２）前号を受けた再発防止対策の実施

（３）品質管理体制の確立

８　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の製品の型式適合評価及び確認評価を停止するものとする。

９　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の型式取得者又は確認評価依頼者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる次項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し、当該製品の型式適合評価又は確認評価を再開する旨を通知する。

11　前項による通知後、第１項の製品の型式適合評価を実施する場合の検査のきびしさは

評価細則で定めるところとする。

（消防庁への報告）

第５５条　協会は、第４０条第１項、第５２条第１項、第５３条第１項又は前条第１項の事実を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（廃止する規程）

２　次の規程を廃止する。

（１）消防用吸管の受託試験業務規程（昭和６１年１２月１日制定）

（２）放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等規程（平成９年１月２０日制定）

（３）放水型ヘッド等ＳＰ設備等手数料規程（平成９年２月３日制定）

（４）動力消防ポンプ受託試験業務規程（平成９年１２月２２日全部改正）

（５）オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程（平成１０年３月１９日制定）

（６）特定消防機器等性能鑑定規程（平成１４年３月１２日全部改正）

（７）特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程（平成１５年４月２５日制定）

（８）可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（平成２０年４月１日制定）

（９）鑑定業務規程（平成２１年１０月２８日制定）

（10）認定業務規程（平成２１年１０月２８日制定）

（11）外部試験器校正規程（平成８年５月２４日制定）

（依頼中の放水型ヘッド等及び特定性能鑑定の評価に関する経過措置）

３　この規程の施行の際、現に依頼している前項第２号の規程に基づく評価又は前項第６号の規程に基づく性能評価若しくは性能評価変更のそれぞれについては、この規程により依頼された総合評価又は総合変更評価とみなす。

（依頼中の型式試験等に関する経過措置）

４　この規程の施行の際、現に第２項各号それぞれの規程に基づき依頼している型式試験又は型式変更試験については、この規程により依頼された型式評価試験又は型式変更評価試験とみなす。この場合において、現に試験を依頼している型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書の提出については、この規程第１２条第５項の規定の例により、平成２６年３月３１日までの間に提出するものとする。

（評価番号を付与された放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備に関する経過措置）

５　この規程の施行の際、第２項第２号の規程に基づく評価により評価番号を付与された放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、この規程による総合評価により評価されたものとみなす。

（性能評価を受けた特定消防機器等に関する経過措置）

６　この規程の施行の際、第２項第６号の規程に基づく性能評価又は性能評価変更により評価された評価結果は、この規程による総合評価により評価されたものとみなす。

（試験番号を付与された消防用吸管、動力消防ポンプ、可搬消防ポンプ積載車及び放水型ヘッド等に関する経過措置）

７　この規程の施行の際、第２項第１号、第４号及び第８号の規程に基づく受託型式試験により試験番号を付与された型式並びに同項第２号の規程に基づく確認試験により試験番号を付与された主要構成装置については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式等に係る扱いについては、次のとおりとする。

（１）現に受託個別試験又は試験番号付きの確認試験を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。

（２）現に付与された試験番号は、この規程に基づき付与された型式評価に係る試験番号と読み替えること。

（３）現に試験番号を付与された型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第１２条第５項の規定の例により、平成２６年３月３１日までの間に提出すること。

（４）この規程第１６条に規定する当該型式に係る有効期限は、平成３０年３月３１日とし、それ以降はこの規程によること。ただし、前号の必要書類の提出がされない場合にあっては、この規定第１７条第１項の有効期限を経過した型式とみなし、同項の規定による型式失効とみなす。

（５）現に受託個別試験又は試験番号付き確認試験を行っている型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第２３条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。

（６）現に使用している合格証票は、この規程第３０条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間、なお従前の例によること。

（７）現に合格証票に係る前渡しを受けている者は、この規程第３１条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間は、なお従前の例によること。

（８）現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

（型式番号を付与された特定性能鑑定品、鑑定品及び認定品に関する経過措置）

８　この規程の施行の際、第２項第６号、第９号及び第１０号の規程に基づく型式試験により型式番号を付与された型式（ただし、蓄積付加装置を除く。）については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式に係る扱

いについては、次のとおりとする。

（１）現に個別鑑定、個別性能鑑定又は個別認定を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。

（２）現に付与された型式番号（エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅火災警報器並びに易操作性１号消火栓、２号消火栓及び特定消防機器のうち閉鎖型泡消火設備を除く。）については、この規程第１５条の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間、なお従前の例によること。この場合において、鑑定に係る型式番号「鑑○第○○～○○号」は品質評価に係る型式番号「品評○第○○～○○号」と、認定に係る型式番号「鑑認○第○○～○○号」は認定評価に係る型式番号「認評○第○○～○○号」と、特定消防機器等に係る型式番号「鑑特第○○○号」は特定機器評価に係る型式番号「特評第○○○号」と読み替えること。

（３）現に、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅火災警報器に付与された型式番号（この規程の施行後に、従前の型式に対する型式変更を行うものに係る型式番号を含む。）については、この規程第１５条の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日（ただし、当該品目に係る法令等が改正される場合にあっては、その日）までの間、なお従前の例によること。

（４）現に型式番号を付与された特定消防機器等の型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第１２条第５項の規定の例により、平成２６年３月３１日までの間に提出すること。

（５）現に有効期限を有する型式にあっては、この規程第１６条に規定する有効期限と見なし、その残存する期間を継続するものとし、当該型式をこの規程に基づき更新する場合にあっては、この規程第１６条の有効期限に当該残存期間を加えた期間を有効期限とすること。ただし、前号の提出がなされない特定消防機器等の型式にあっては、この規定第１７条第１項の有効期限を経過した型式とみなし、同項の規定による型式失効とみなす。

（６）現に個別性能鑑定を行っている特定消防機器等の型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第２３条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。

（７）現に使用している合格証票（校正証票を含む）は、この規程第３０条第１項の規定にかかわらず、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅火災警報器にあっては（３）で規定する日、その他の品目にあっては平成２６年３月３１日までの間、なお従前の例によること。

（８）現に特定消防機器等の個別性能鑑定を行っている型式において、第２項第６号の規程第１６条第４項の交付を受けている者は、この規程第３１条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間は、なお従前の例によること。

（９）現に第２項第９号又は第１０号の規程に基づき実施した実態調査は、この規程第２８条に基づき実施した実態調査とみなすこと。

（10）現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出さ

れた届出とみなす。

（特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置等に関する経過措置）

９　この規程の施行の際、第２項第７号及び８号の規程に基づく型式試験により型式番号を付与された型式については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式等に係る扱いについては、次のとおりとする。

（１）現に個別鑑定を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。

（２）現に付与された型式番号は、この規程に基づき付与された型式評価に係る型式番号と読み替えること。

（３）現に型式番号を付与された型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第１２条第５項の規定の例により、平成２６年３月３１日までの間に提出すること。

（４）この規程第１６条に規定する当該型式に係る有効期限は、平成３０年３月３１日とすること。ただし、前号の必要書類の提出がされない場合にあっては、この規定第１７条第１項の有効期限を経過した型式とみなし､同項の規定による型式失効とみなす。

（５）現に個別鑑定を行っている型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第２３条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。

（６）現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

（オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置及び外部試験器の校正に関する経過措置）

１０　この規程の施行の際、第２項第５号の規程に基づく鑑定及び外部試器の校正については、この規程による確認評価とみなす。この場合において、当該確認評価に係る扱いについては、次のとおりとする。ただし、外部試験器にあっては、第１号及び第５号とする。

（１）現に鑑定及び校正を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された確認評価の依頼とみなす。

（２）現に鑑定を依頼しているものに係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第１２条第５項の規定の例により、平成２６年３月３１日までの間に提出すること。

（３）現に鑑定を依頼しているものに係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第２３条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。

（４）現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

（５）現に締結している鑑定及び校正に係る契約については、この規程第３３条に基づき、平成２６年３月３１日までの間に確認評価に係る契約の再締結を行うこと。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

（型式番号を付与された噴霧ノズル、スムースノズル及び管そうに係る経過処置）

２　この規程の施行の際現に品質評価において型式番号が付与された噴霧ノズル、スムースノズル及び管そうの既評価型式にあっては、次のとおりとする。

（１）型式番号については、「品評接」とあるのは「認評ノ」と読み替えるものとする。ただし、平成２６年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

（２）「品評接」の型式番号を表示する場合における型式適合評価の合格表示にあっては、第３０条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（３）有効期限を有する型式にあっては、その残存する期間を継続するものとする。

（型式番号を付与された易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓に係る経過処置）

３　この規程の施行の際現に品質評価において型式番号が付与された易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の型式適合評価にあっては、平成２６年３月３１日までの間、なお従前の例による。

附表第１（第１２条関係）　　（あ）

試料

種類		試料の種類		提出数（個）	
				型式評価試験	型式変更評価試験
動力消防ポンプ	可搬消防ポンプ	完成品（真空ポンプオイル循環式）		５台（６台）	
		部品	ポンプ	２台（２台中１台には、吸管ストレーナー、吸水口ストレーナー及び吸管を添えること。）	
			機関	１台	
			腐食試験の試験片又は部品	必要数	
	消防ポンプ自動車	完成品		１台	
		部品	ポンプ	２台（２台中１台は、放水配管を装備し、吸管ストレーナー、吸水口ストレーナー及び吸管を添えること。）	
			機関	２台	
			真空ポンプ（オイル循環式）	２台（３台） （駆動装置を装備すること。）	
			ポンプ駆動装置	１台	
			腐食試験の試験片又は部品	必要数	
消防用吸管		呼称１００以下のものにあっては、製品として最長（５ｍ以上）のもの及び消防用吸管の両端に結合金具を取り付けた製品として最長のもの		各１本ずつ	
		呼称１１５以上のものにあっては、３ｍ以上のもの		２本	
		合成樹脂を用いた消防用吸管にあっては、試験用合成樹脂板（厚さ 1mm 以上、大きさ 20cm × 20cm 以上のもの）		２枚	
音響装置		完成品		3	

		その他必要なもの	各３
予備電源		完成品	３
		その他必要なもの	各３
エアゾール式簡易消火具		完成品	消火試験の依頼模型数が１のものにあっては２５、消火試験の依頼模型数が１を超えるものにあっては２５に消火試験の依頼模型数が１つ増すごとに６を加えた数
		解体部品	１式
消火器加圧用ガス容器		完成品	１５
		その他必要なもの	各３
蓄圧式消火器の指示圧力計		完成品（パッキンを含む）	２３
		解体部品	１式
		その他必要なもの	各３
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		完成品	１０
		安全弁（パッキンを含む）	１０
		その他必要なもの	各３
ホースレイヤー		完成品	１
		必要部品	１式
住宅用スプリンクラー設備		完成品（配管等は、最長長さのもの）	１
		構成部品（消耗するもの）	５セット
構成部品	圧力水槽	完成品	１
	貯水槽	完成品	１
	ポンプ	完成品	１
	自動弁	完成品	１
	作動装置	完成品	１
	圧力検知器	完成品	１
	開放型スプリンクラーヘッド	完成品	３
	配管、継手、バルブ等	完成品	２

	受信装置	完成品	1
	警報装置	完成品	3
	消火性能を有する薬剤	完成品	１５
消防用積載はしご		完成品	3
		塩水噴霧試験用試験片（完成品の１段に相当する部分）	各３
消防用接続器具		完成品	6
		金属材料試験試料	各３
		ゴムパッキン	２４枚取れる大きさ
外部試験器		完成品	1
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置		完成車	－
消火設備用消火薬剤		完成品	３（６０１未満の場合は、６０１に達する数）
住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）		完成品	7
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	附属装置	完成品	3
補助警報装置		完成品	3
定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）		完成品	7
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	附属装置	完成品	3
放火監視機器	放火監視センサー	完成品	7
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	放火監視受信装置	完成品	1
		電源変圧器	3
		音響装置	3

	補助装置			完成品	1
				電源変圧器	3
				音響装置	3
可搬消防ポンプ積載車				完成車	－
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	単体型	起動装置	完成品	3
			表示灯	完成品	3
			音響装置	完成品	3
		組込型	操作部	完成品	1
			複合装置	完成品	3
			一体型	完成品	3
		部品		電源変圧器	3
				電球	3
				スイッチ	3
				指示電気計器	3
				蓄電池	3
	放送設備	増幅器及び操作部		完成品	1
		増設用増幅器		完成品	1
		遠隔操作器		完成品	1
		スピーカー		完成品	3
		非常電話		完成品	3（操作装置にあっては、1）
		通話装置		完成品	3（操作装置にあっては、1）
		部品		電源変圧器	3
				電球	3
				スイッチ	3
				指示電気計器	3
				蓄電池	3
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の主要構成装置				－	－
地区音響装置				完成品	3
構成	音声切替装置			完成品	3

部品				
総合操作盤			完成品	1
パッケージ型自動消火設備			完成品（標準仕様の放出導管によるもの）	1
			消火薬剤貯蔵容器等	６回分（上限及び下限温度以外の任意の温度で作動性能に著しい影響があると容易に推定できる場合にあっては、２回分を追加する。）
			消火薬剤	
	構成部品	その他の感知部	完成品	１２（特殊なものにあっては、別に定める）
		中継装置	完成品	1
		放出口	完成品	１（金属材料以外のものにあっては、３）
		検知式放出口	完成品	１（金属材料以外のものにあっては、３）
		放出導管	完成品	１（金属材料以外のものにあっては、３）
		消火薬剤貯蔵容器等	完成品	3
		選択弁等	完成品	1
		非常電源	完成品	3
		消火薬剤	完成品	１５
特定消防機器等			（別途締結した契約書による。）	
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	易操作性１号消火栓	壁面設置型	完成品	2
			収納箱等（改修用のものに限る。）	１（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
		天井設置型	完成品	2
			取付台	1
			収納箱等（改修用のものに限る。）	１（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
	２号消火栓	壁面設置型	完成品	2
		天井設置型	完成品	2
			取付台	1

広範囲型２号消火栓	壁面設置型	完成品	2
		収納箱等（改修用のものに限る。）	1（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
	天井設置型	完成品	2
		取付台	1
		収納箱等（改修用のものに限る。）	1（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
補助散水栓	壁面設置型	完成品	2
	天井設置型	完成品	2
		取付台	1
ノズル		完成品	6
		金属材料試験試料	各３
		ゴムパッキン	２４枚取れる大きさ
消防用ホースと結合金具の装着部		完成品	3

注１　試料には、各個に依頼者の名称又はその略号を付すこと。

２　完成品以外のものは、部品として用いられている場合に限る。

附表第２（第１２条関係）　　（あ）

種別及び型式の区分の例

種別	型式の例示
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車　Ａ－１　○○○
	可搬消防ポンプ　　Ｃ－１　○○○
消防用吸管	呼称７５、ゴム，使用温度範囲（－２５～４０℃）
	呼称６５、合成ゴム，使用温度範囲（－２５～４０℃）
	呼称２５、合成樹脂，使用温度範囲（－５～４０℃）
音響装置	ＤＣ２４Ｖ、１５ｍＡ、公称音圧８５ dB
	８Ω、２W、公称音圧９２ dB
予備電源	受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池） ３Ａｈ／５ＨＲ
	中継器用（小形制御弁式鉛蓄電池） ３Ａｈ／２０ＨＲ
エアゾール式簡易消火具	粉末（ＡＢＣ）　N_2　４５０ｇ（鉄製）
	強化液　N_2　４００ｇ（ステンレス製）
	機械泡　N_2　４５０ｇ（鉄製）
	水（浸潤剤等入り）N_2　４５０ｇ（鉄製）
	＊　消火薬剤等の名称、消火薬剤の量、容器の材質
消火器加圧用ガス容器	CO_2　Ａ９．４
	CO_2　Ｂ１７
	CO_2　Ｃ３０
	N_2　Ｂ１０
	N_2　Ｃ２０
	CO_2+N_2　Ｄ６０
	CO_2　４５０
	＊　充てんするガスの種類、容器のねじの記号、充てんガス質量を示す。１００㎤を超える容器は、ねじの記号は付さない。 CO_2：二酸化炭素、N_2：窒素、Ａ：ねじのないもの、Ｂ：Ｕ１／２　２０　山右、Ｃ：Ｕ５／８　１８　山右、Ｄ：Ｕ３／４　１６　山右
蓄圧式消火器の指示圧力計	○㎜、スパイラルブルドン管式（ＰＢ）（○～○ＭＰａ）

		＊　目盛板の大きさ、受圧部の形状及び材質、使用圧力範囲
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		CO_2　（ＴＰ２４．５）Ｒ
		N_2　（ＴＰ２４．５）ＲＦ
		＊　充てんするガスの種類、耐圧試験圧力値、安全弁の形式 　CO_2：二酸化炭素、N_2：窒素、ＴＰ：耐圧試験圧力、Ｒ：封板式安全弁、Ｆ：溶栓式安　全弁、ＲＦ：封板溶栓式安全弁
ホースレイヤー		電動式
		エンジン式
住宅用スプリンクラー設備		閉鎖型、湿式（水道直結）
		開放型、乾式（ポンプ、水槽）
		開放型、乾式（N_2 加圧、圧力水槽　）
構成部品	圧力水槽	○○ｌ、○○ＭＰａ（鉄製） ＊　全容量、耐圧試験圧力、主要部の材質
	貯水槽	○○ｌ（鉄製） ＊　全容量、主要部の材質
	ポンプ	Ｂ８３１４型（○○Ｗ、○○ｌ／㎞） ＊　ＪＩＳの規格番号、電動機の定格出力、揚水量
	自動弁	ＴＰ○○ＭＰａ（呼称　１Ｂ） ＊　耐圧試験圧力
	作動装置	
	圧力検知器	
	開放型スプリンクラーヘッド	
	配管、継手、バルブ等	配管（ＴＰ○○ＭＰａ）
		継手（ＴＰ○○ＭＰａ）
		バルブ（ＴＰ○○ＭＰａ） ＊　ＴＰ：耐圧試験圧力
	受信装置	交流○○Ｖ、○○㎃、○○回線 ＊　定格電圧、定格電流、回線数
	警報装置	ＤＣ○○Ｖ、○○㎃ ＊　定格電圧、定格電流
	消火性能を有する薬剤	水（浸潤剤等入り）
消防用積載はしご		単一式（３．５ｍ、鉄製）
		伸縮式２連（８．７ｍ、アルミニウム製）
		伸縮式３連（７．３ｍ、チタン製）

		折りたたみ式（４．０ｍ、鉄製）
消防用接続器具		媒介金具（受け口・差込式・呼称５０）
		媒介金具（差し口・ねじ式・呼称４０）
		スタンドパイプ（受け口・差込式・呼称６５）
		スタンドパイプ（差し口・ねじ式・呼称６５）
外部試験器		－
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置		別に定める評価細則による。
消火設備用消火薬剤		強化液
		第一種機械泡
		第二種機械泡
		第一種浸潤剤等入り水
		第二種浸潤剤等入り水
		第三種浸潤剤等入り水
住宅用防災警報器・補助警報装置・住宅用火災警報器	イオン化式住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）	外部電源方式、１種（ＡＣ○Ｖ、○㎃）
		電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、○○機能付
	光電式住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）	外部電源方式、１種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、連動型、自動試験機能付、公称音圧○ dB
		電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付、無線式（発信器・受信器）
	定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）	外部電源方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付公称音圧○ dB、周囲温度範囲（○℃～○℃）
		電池方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、耐食型、連動型、自動試験機能付、無線式（発信器・受信器）
	住宅用防災警報器／住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）	電池方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付
	補助警報装置	○方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）
	附属装置	無線式（発信器）
		無線式（発信器・受信器）
		○機能付
		公称音圧○ dB
		公称音圧○ dB（○Ｈｚ）

				使用温度範囲（○℃～○℃）
放火監視機器	放火監視センサー			紫外線式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、耐食型
				赤外線式（ＡＣ１００Ｖ、○ｍＡ）、ゆらぎ式
				○○式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、屋外型
	放火監視受信装置			ＡＣ１００Ｖ、外部配線抵抗○Ω
	補助装置			警報伝達補助装置（ＤＣ○Ｖ）、外部配線抵抗○Ω
				警報補助装置（ＤＣ○Ｖ、○㎃）
				情報伝達補助装置（ＤＣ○Ｖ）、外部配線抵抗○Ω
				電源装置（ＡＣ○Ｖ、○Ａ）、出力電圧ＤＣ○Ｖ用
可搬消防ポンプ積載車				－
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	単体型	起動装置	防雨型（ＤＣ２４Ｖ、１Ａ）
			表示灯	普通型（ＤＣ２４Ｖ、１Ａ）
			音響装置	防雨型（ＤＣ２４Ｖ、１５㎃）、公称音圧９０ dB
		組込型	操作部	普通型、ＡＣ１００Ｖ
			複合装置	防雨型、ＡＣ１００Ｖ
			一体型	普通型、ＤＣ２４Ｖ
	放送設備	増幅器及び操作部		ＡＣ１００Ｖ、最大３６０Ｗ
		増設用増幅器		ＡＣ１００Ｖ、最大３６０Ｗ
		遠隔操作器		ＤＣ２４Ｖ
		スピーカー		コーン型（１Ｗ・Ｌ級）、音響パワーレベル９６ dB
				ホーン型（３Ｗ・Ｍ級）
				複合型（１Ｗ・Ｍ級、３Ｗ・Ｌ級）
				コーン型（１Ｗ／３Ｗ・Ｍ級、５Ｗ・Ｌ級）
		非常電話		ＡＣ１００Ｖ
		通話装置		ＡＣ１００Ｖ
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の主要構成装置				別に定める評価細則による。
地区音響装置				ＤＣ２４Ｖ、１５㎃、公称音圧９０ dB
				８Ω、２Ｗ、公称音圧９２ dB
	構成部品	音声切替装置		８Ω、２Ｗ
総合操作盤				ＡＣ１００Ｖ

パッケージ型自動消火設備		第一種浸潤剤等入り水○ｌ（N_2加圧式、鉄製）
		強化液○ｌ（蓄圧式、鉄製）
構成部品	その他の感知部	
	中継装置	直流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω
	放出口	ＴＰ○ＭＰａ（呼称　３／４　Ｂ）
	検知式放出口	ＴＰ○ＭＰａ（呼称　３／４　Ｂ）
	放出導管	ＴＰ○ＭＰａ（呼称　３／４　Ｂ）
	消火薬剤貯蔵容器等	○ｌ、ＴＰ○ＭＰａ
	選択弁等	ＴＰ○ＭＰａ（呼称　３／４　Ｂ）
	非常電源	４．５Ａｈ／５ＨＲ
	消火薬剤	第一種浸潤剤等入り水
特定消防機器等		（別途締結した契約書による。）
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	易操作性１号消火栓	壁面設置型ホースリール式　呼称３０
		天井設置型折畳み等収納式　呼称３０
	２号消火栓	壁面設置型ホースリール式　呼称２５
		天井設置型折畳み等収納式　呼称２５（補助散水栓併用）
	広範囲型２号消火栓	壁面設置型ホースリール式　呼称２５
		天井設置型折畳み等収納式　呼称２５
	補助散水栓	天井設置型ホースリール式　呼称２５
		壁面設置型折畳み等収納式　呼称２５（２号消火栓併用）
	ノズル	管そう（受け口・ねじ式・呼称５０　ノズル結合部の呼称４０）
		スムースノズル（ノズル結合部の呼称４０）
		噴霧ノズル（受け口・ねじ式・呼称３０）
		２号用ノズル（受け口・ねじ式・呼称２５）
		広範囲型２号用ノズル(受け口・ねじ式・呼称２５）
	消防用ホースと結合金具の装着部	別に定める評価細則による。

附表第３（第１５条関係）　　（あ）

型式番号又は試験番号

<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>型式番号又は試験番号</th></tr>
<tr><td colspan="2">動力消防ポンプ（＊）</td><td>Ｐ○○○○又は Ｐ○○○○○○○
（詳細は、評価細則に定めるところによる。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防用吸管（＊）</td><td>Ｓ○○○○○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">音響装置</td><td>品評音第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備電源</td><td>品評予第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">エアゾール式簡易消火具</td><td>品評消第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火器加圧用ガス容器</td><td>品評容第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">蓄圧式消火器の指示圧力計</td><td>品評圧第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火器の容器弁</td><td rowspan="2">品評弁第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火器加圧用ガス容器の容器弁</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホースレイヤー</td><td>品評ホ第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅用スプリンクラー設備</td><td>品評ス第○○～○○号</td></tr>
<tr><td rowspan="11">構成部品</td><td>圧力水槽</td><td rowspan="11">品評パ第○○号</td></tr>
<tr><td>貯水槽</td></tr>
<tr><td>ポンプ</td></tr>
<tr><td>自動弁</td></tr>
<tr><td>作動装置</td></tr>
<tr><td>圧力検知器</td></tr>
<tr><td>開放型スプリンクラーヘッド</td></tr>
<tr><td>配管、継手、バルブ等</td></tr>
<tr><td>受信装置</td></tr>
<tr><td>警報装置</td></tr>
<tr><td>消火性能を有する薬剤</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">消防用積載はしご</td><td>品評は第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">消防用接続器具</td><td>品評接第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部試験器</td><td>品評外第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置</td><td>○Ｔ－１５－１
○Ｌ－３０－２
（詳細は、評価細則に定めるところによる。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">消火設備用消火薬剤</td><td>品評剤第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）</td><td rowspan="3">品評住第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅用防災警報器／定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助警報装置</td><td>品評住補第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅用防災警報器等の附属装置</td><td>品評住附第○○～○○号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">放火
監視
機器</td><td colspan="2">放火監視センサー</td><td rowspan="3">品評放第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">放火監視受信装置</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助装置</td></tr>
<tr><td colspan="3">可搬消防ポンプ積載車</td><td>○○Ｃｒ
○○Ｃｒ－Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常警報設備</td><td colspan="2">非常ベル及び自動式サイレン</td><td>認評非第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="2">放送設備</td><td>認評放第○○～○○号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置</td><td colspan="2">放水部（＊）</td><td>Ｓ○○○Ｈ○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">感知部（＊）</td><td>Ｓ○○○Ｄ○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">制御部（＊）</td><td>Ｓ○○○Ｃ○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">受信部（＊）</td><td>Ｓ○○○Ｒ○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">手動操作部（＊）</td><td>Ｓ○○○Ｍ○○○</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区音響装置</td><td rowspan="2">認評音第○○～○○号</td></tr>
<tr><td>構成部品</td><td colspan="2">音声切替装置</td></tr>
<tr><td colspan="3">総合操作盤</td><td>認評操第○○～○○号</td></tr>
<tr><td colspan="3">パッケージ型自動消火設備</td><td>認評パ第○○～○○号</td></tr>
</table>

構成部品	その他の感知部	認評パ第○○号
	中継装置	
	放出口	
	検知式放出口	
	放出導管	
	消火薬剤貯蔵容器等	
	選択弁等	
	非常電源	
	消火薬剤	
特定消防機器等		特評第○○○号
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	易操作性１号消火栓	認評栓第○○～○○号
	２号消火栓	
	広範囲型２号消火栓	
	補助散水栓	
	ノズル	認評ノ第○○～○○号

備考　種別欄中（＊）が付されているものについては、試験番号であることを表す。

附表第４（第２１条関係）　　（あ）

１回の立会型式適合評価における最低受検個数

種別		１回の最低受検個数
動力消防ポンプ		１
消防用吸管		５０
音響装置		５０
予備電源		５０
エアゾール式簡易消火具		５０
消火器加圧用ガス容器		５０
蓄圧式消火器の指示圧力計		５０
消火器の容器弁 消火器加圧用ガス容器の容器弁		５０
ホースレイヤー		１
住宅用スプリンクラー設備		２（構成部品にあっては、５０）
消防用積載はしご		５（生産数量が少ないものは別に定める）
消防用接続器具		５０
外部試験器		１０
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置		１
消火設備用消火薬剤		１，０００ｌ
住宅用防災警報器 定温式住宅用火災警報器 補助警報装置		５０（附属装置にあっては、１０）
放火監視機器		１０
可搬消防ポンプ積載車		１
非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン		５
非常警報設備の放送設備	増幅器及び操作部 増設用増幅器 遠隔操作器 非常電話	１

	通話装置	
	スピーカー	5
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置		1
地区音響装置 音声切替装置		５０ １０
総合操作盤		1
パッケージ型自動消火設備		２（構成部品にあっては、５０）
特定消防機器等		（別途締結した契約書による。）
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	易操作性１号消火栓	1
	２号消火栓	1
	広範囲型２号消火栓	1
	補助散水栓	1
	ノズル	５０
	消防用ホースと結合金具の装着部	1

附表第５（第３０条関係）　（あ）

合格の表示方法

種別	表示方法
動力消防ポンプ	合格の表示の様式を刻印（以下「刻印」という。）
消防用吸管	合格の表示の様式を型取りしたアルミ板による浮き出し
音響装置	合格の表示の様式を印刷した証票を貼付（以下「貼付」という。）
予備電源	貼付
エアゾール式簡易消火具	貼付
消火器加圧用ガス容器	刻印
蓄圧式消火器の指示圧力計	貼付
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	刻印
ホースレイヤー	刻印
住宅用スプリンクラー設備	貼付
構成部品	合格の表示の様式を押印（以下「捺印」という。）又は刻印
消防用積載はしご	刻印
消防用接続器具	刻印
外部試験器	貼付
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
消火設備用消火薬剤	貼付
住宅用防災警報器・補助警報装置・定温式住宅用火災警報器	貼付
附属装置	貼付
放火監視機器	貼付
可搬消防ポンプ積載車	刻印
非常警報設備	貼付
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置	貼付
地区音響装置	貼付
構成部品	貼付

総合操作盤	貼付
パッケージ型自動消火設備	貼付
構成部品	貼付、押印又は刻印
特定消防機器等	貼付、押印又は刻印
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	貼付

備考　合格の表示の大きさ等は、原則として、評価細則の規定によるものとする。

附表第６　合格の表示（第３０条関係）

品質評価、特定機器評価及び確認評価の貼付による合格の表示

品質評価、特定機器評価及び確認評価の貼付、押印、
浮き出し又は刻印による合格の表示

品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印による合格の表示

認定評価の貼付による合格の表示

認定評価の貼付、押印又は刻印による合格の表示

認定評価の刻印による合格の表示

別記様式第１号（第６条関係）

総合評価依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第６条に基づき、下記について総合評価を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
商　品　名	
評価依頼内容	
防火対象物の名称	
備　　考	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　防火対象物ごとの評価を受ける場合には、防火対象物の名称を記載すること。
４　該当しない項目には「－」を記入すること。

別記様式第２号（第１０条関係）

型式評価等の実施に関する契約書（例示）

日本消防検定協会理事長－－－－－（以下「甲」という。）と－－－－－（以下「乙」という。）は、次の条項によって、受託評価業務規程（以下「規程」という。）第１０条第２項に基づき、型式評価及び型式適合評価（以下「型式評価等」という。）に関する契約を締結する。

第１条　乙は、総合評価の評価結果を受けた消防用機械器具等と同一の製品に、第５条に規定する表示を付して出荷しようするときは、次に定めるところにより、甲が行う型式評価等を受けるものとする。

(1)　型式評価

ア　消防用機械器具等

①　種　別

②　型　式

③　商品名

イ　総合評価の結果通知日

通 知 日　平成　　年　　月　　日（検虎第　　号）

ウ　型式評価に必要な試験を実施する場所

日本消防検定協会（必要に応じて乙の希望する場所とする。）

エ　業務委託の有無

オ　型式評価（型式変評価更）の完了の時期

型式評価依頼受理後　　月以内（型式変更評価依頼後　　月以内）とする。

カ　試料数量

①　型式評価

②　型式変更評価

③　更新

キ　手数料

①　型式評価手数料　　円（消費税別）

②　型式変更評価手数料　　円（消費税別）

③　交通費　　円（乙が希望する場所での受検に限る。）

④　その他　受託評価手数料規程に定める手数料の額

(2)　型式適合評価

ア　型式適合評価を実施する場所

イ　型式適合評価の完了の時期

型式適合評価受検希望日から１０日以内

ウ　手数料

①　型式適合評価手数料　　円（消費税別）

②　交通費　　円

第２条　甲は、型式評価の結果が良好なときは、型式番号（試験番号を含む。）を付与し、当該型式番号及び次条第１項に定める有効期限を通知するものとする。

第３条　前条の型式番号は、当該通知を受けた日から５年の期間に限り有効なものとする。

２　乙は、前項の型式番号の有効期限を規程に定めるところにより更新することができるものとする。

第４条　甲は、乙の取得した型式評価結果及び型式適合評価の結果について、規程に定める要件に該当するときは、それぞれの結果を取り消すことができるものとする。

第５条　甲は、型式適合評価の結果が規程第７条に基づき通知した技術上の基準に適合するときは、規程第３０条第１項に基づく合格の表示を付すものとする。

第６条　乙は、前条の表示が付される消防用機械器具等に係るものを除き、カタログ等に評価に適合しているかのような記載を行わないものとする。

第７条　甲は、天災その他やむえない事由が生じ型式評価等の業務を継続することが困難となったときは、この契約を解除することができるものとする。

第８条　甲及び乙は、双方互いに相手方がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第９条　前２条の場合においては、甲はこの解約により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れるものとし、型式評価等の準備を開始したとき以降においては、当該型式評価等に係る手数料は返還しないものとする。

第１０条　甲は、「依頼品」に関係する工業所有権等に関しては、一切関知しないものとする。

第１１条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。

第１２条　型式評価等に係る取扱いについては、第１条から前条までに定めるほか、規程に定めるところによるもとする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６
日本消防検定協会
理事長　　印

乙

印

備考１　この様式は、確認評価について準用すること。
２　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第３号（第１１条関係）

総合変更評価依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第１１条に基づき、下記について総合変更評価を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
商　品　名	
変　更　内　容	
評価年月日及び番号	年　　月　　日（検虎第　　号）
備　　考	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

３　変更内容欄には、変更しようとする評価又は技術上の基準との相違内容を記載すること。

４　該当しない項目には、「－」を記入すること。

別記様式第４号（第１２条関係）

型式評価試験依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第１２条に基づき、下記について型式評価試験を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
委託等関係の有無	無　　・　　有
構成部品の付置 附属装置の付置	無・有（型式番号　　） 無・有（型式番号　　）・附属装置　・
備　　考	
※型式適合評価方式等	立会・工場　　貼付・押印・刻印・

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　委託等（第１２条の業務委託その他これに類するものをいう。）関係による依頼にあっては、委託等の有無について○で囲むこと。
４　構成部品又は附属装置を付置するものにあっては、該当する項目について○で囲み、既存の型式番号を有するものにあっては（　　）内にその番号を記載すること。
５　※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第５号（第１２条関係）

委託型式関係書類

委託型式に関する事項	依頼者名	
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式番号のものに同じ
	明細書	受託型式番号のものに同じ
	工場設備概要調書	受託型式番号のものに同じ
	品質管理方法書	受託型式番号のものに同じ
	製造工程概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内検査体制等概要調書	受託型式番号のものに同じ
	苦情処理・事故報告管理方法書	添付書類による
	社内試験成績表	受託型式番号のものに同じ
	誓約書	添付書類による
受託型式に関する事項	依頼者名	
	種別	
	型　　式	
	型式番号	

備考１　設計図のうち表示に関する事項は、別途提出を要すること。
　　２　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第６号（第１２条関係）

工場設備概要調書（その１）

年　　月　　日

依頼者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

１　検査設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

２　製造設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　当該製品に関するものに限る。
３　検査設備については、評価細則の附表に定められた品目欄中〇印を付したもの、※印を付したもの及びそれ以外のものを区分して記載すること。
４　検査設備のうち評価細則の附表に定められた品目欄中〇印を付したもので、協会が必要と認めたものについては、図面１部を添付すること。

工場設備概要調書（その２）

３　受検場所案内図

年　　月　　日

依頼者名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

工場設備概要調書（その３）

４　受 検 場 所

年　　月　　日　現在

工　場　配　置　概　要　図

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　別添図面とすることができる。

受　検　場　詳　細　図

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第７号（第１２条関係）

製造工程概要調書

年　　月　　日

依頼者名	
種別及び型式	
受検場所	

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　備考欄には、既に協会が確認した工程にあっては当該確認を行った型式番号又は試験番号を記載すること。

別記様式第８号（第１２条関係）

社内検査体制等概要調書

年　　月　　日

依頼者名		
種別及び型式		
受検場所		
検査項目	工程名	製品検査の概要
型式適合評価受検日に用意する書類		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　工程名欄には、製造工程概要調書に記載した工程名を記載すること。
　　３　製品検査の概要欄には、検査方法、記録方法、関連基準、検査責任部門名、判断基準（全数・抜取検査の別、ロットの定義、頻度、水準、ＡＱＬ等）、見出す不適合の内容及び不適合製品の処置方法を記載すること。

別記様式第９号（第１２条関係）

誓約書（例）

私は、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

1　消防法令その他の法令を遵守し、信義に反する行為をしないこと。

2　受託評価業務規程及び関連評価細則を遵守すること。

3　製品の製造上の欠陥により、当該製品の使用者等に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

4　製品の製造上の欠陥により事故、不具合又はそのおそれのあるものが発生等した場合は、同一製品の回収等の必要な処置を講じること。

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第１０号（第１２条及び第４７条関係）

型式適合評価受検業務委託契約書（例）

委託者○○会社（以下「甲」という。）は、受託者○○会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検する事について、乙に対して次により、その業務を委託する。

第１条　本契約に係る乙の型式は、次に掲げるものとする。
(1) 種　　別
(2) 型　　式
(3) 型式番号

第２条　本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第３条　甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から受託評価業務規程第３２条までに係る一切の業務とする。
２　甲及び乙は、本契約に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜取り検査を受けるものとする。
３　甲及び乙は、乙が甲以外の者と第１条の型式について型式適合評価受検業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜取り検査を受けることができるものとする。

第４条　甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽微変更届の提示を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、同時に双方が提示を行うものとする。

第５条　本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

第６条　本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、双方記名なつ印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　住所
　　名称・代表者氏名　　印

乙　住所
　　名称・代表者氏名　　印

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

- 64 -

別記様式第１１号（第１４条関係）

初回調査期限延期届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別

２　型　　式

３　依頼受付　　年　　月　　日（第　　号）

４　通知された期限　　年　　月　　日

上記について　　年　　月　　日まで、下記の理由により初回調査期限の延期をお願いします。

記

（理由）

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第１２号（第１６条関係）

更新依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第１６条に基づき、下記について型式評価の更新を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
型式番号	
有効期限の終期日	年　　月　　日

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

別記様式第１３号（第１６条関係）

変更一覧表

型式評価に係る変更の有無に関する事項	変更の有無	有　・　無
	変更内容等	（平成　　年　　月　　日確認（提出）　添付資料○）
	型式適合評価方式	
	最近の実態調査日	平成　　年　　月　　日
	合格の表示	
委託を受ける型式に関する事項	委託の有無	有　・　無
	依頼者の氏名	
	種　　別	
	型式番号	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　最近の実態調査日とは、有効期限末日の１年前の日から有効期限末日までの間に実施した場合の実態調査日を記入すること。

別記様式第１４号（第１７条関係）

型式評価取消届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第１７条に基づき、下記の型式の取消しをお願いいたします。

記

種　　別	
型　　式	
型　式　番　号	
理　　由	
備　　考	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１５号（第１８条関係）

型式変更評価試験依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

受託評価業務規程第１８条に基づき、下記について型式変更評価試験を依頼します。

記

種　　別		
型　　式		
評価型式	型　　式	
	型式番号	
	承認年月日	年　　月　　日
委託等関係の有無	無　・　有	
構成部品の付置 附属装置の付置	無　・　有（　　）	
相　違　点		
委託等関係の有無	無　・　有	
備　　考		
※型式適合評価方式等	立会・工場　　貼付・刻印・押印・	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　委託等（第１２条の業務委託その他これに類するものをいう。）関係による依頼にあっては、委託等の有無について○で囲むこと。
４　構成部品又は附属装置を追加するものにあっては、該当する附属装置を○で囲むこと。
５　相違点の欄には、変更しようとする型式との相違内容を記載すること。
６　※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第１６号（第２０条関係）

○○月中型式適合評価受検日希望表

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
　住　　所
　氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
　電話番号
担当者
　受検場所
　電話番号

受検日	型式番号	種別	型式	受検数量		備考
日						
日						
日						
日						
日						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　受検数量欄には、前回の依頼残について当日受検しようとする場合は、当該数量を記入して、その旨を備考欄に記入すること。
　　３　ＦＡＸで行う場合は、電話により着信の確認を行うこと。

別記様式第１７号（第２１条関係）

型式適合評価依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所

氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印

電話番号

受託評価業務規程第２１条第１項の規定により、下記について、型式適合評価を依頼します。

記

種　　別				
依 頼 数 量				
希 望 年 月 日				
受 検 場 所				
型式適合評価方式				
合 格 の 表 示	貼付　・　刻印　・　押印　（　　）　合格証票特例			
手　数　料	単　　価		合　　計	
	※受託試験料			
	※保　管　料			
	※そ　の　他			
備　　考				

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　型式適合評価方式欄は、通知された方式を記入すること。
４　合格の表示欄は、表示方法を○で囲むこと。
５　第３０条第２項ただし書の規定による表示を行う場合は、その表示方法を合格の表示欄中の（　）内に記載すること。
６　合格証票類取扱特例規程に適合していると認められている場合は、合格証票特例を○で囲むこと。
７　同一種別であっても抜取り（一括）ロットが異なる場合は、依頼書を別葉にて依頼すること。
８　※印の欄は、協会から指定された依頼者のみが記入すること。

別記様式第１８－１号（第２３条関係）

No.

受検日　　平成　　年　　月　　日

協会職員	型式適合評価依頼者又は立会責任者

□ 立会　□工場審査　□ 貼付　□ 刻印・押印

型式適合評価（確認試験）依頼整理表・受検成績履歴表

種別		受検場所		ロット番号		ロットの大きさ	

依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型式番号等 又は届出番号	受検数	受検品製造番号	合格数	不合格数	保留数	依頼残数	依頼残数の処理	備考
				～　～		～ ～					月　日 合、不　個	
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
合計											□保留　年　月　日 □合格　□不合格　個	

抜取検査	検査のきびしさ	検査区分	欠点の階級	試料の大きさ	Ａｃ	Ｒｅ	不良品の数	切替えスコア	備考
		致命欠点		全試料	0	1			
取検査	□高水準品質Ⅱ	通常	第１欠点						
	□高水準品質Ⅰ		第２欠点						
	□標準品質		第３欠点						
	□品質水準強化Ⅰ	少数	第１欠点						
	□品質水準強化Ⅱ		第２欠点						
			第３欠点						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

　　２　欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

- 72 -

別記様式第１８－２号（第２３条関係）

No.

受検日　　平成　　年　　月　　日

協会職員	型式適合評価依頼者又は立会責任者

型式適合評価（確認試験）依頼整理表・受検成績履歴表

種別		受検場所		ロット番号		ロットの大きさ	

依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型式番号等 又は届出番号	受検数	受検品製造番号	合格数	不合格数	保留数	依頼残数	依頼残数の処理	備考
				～　～		～ ～					月　日 合、不　個	
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
合計											□保留　年　月　日 □合格　□不合格　個	

全検査数	特殊消火装置の種類	ポンプ番号	機関番号	欠点数	試験結果	省略状況 送水	自衛	発泡	放水	補助有無	備考又は欠点内容
連続放水運転条件		□　通常運転　□　省略運転　□　追加運転			適合数の累計						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

２　欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

- 73 -

別記様式第１９号（第２６条関係）

不合格改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名及び受検場所		
種別・型式		
型式番号		
型式適合評価年月日等		年　　月　　日
型式適合評価で不合格となった点検内容等	検査項目等	検査項目
	欠点内容	
	発生原因	
発生原因調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
不良事項に対する改良処置		
不合格となった受検品への処置方法		
再発防止対策		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

　　２　調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。

別記様式第２０号（第２７条関係）

不適合改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名及び受検場所		
種別・型式		
型式番号		
型式適合評価年月日等		年　　月　　日・受検数量　　個
型式適合評価で見出された欠点内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　　個・抜取個数　　個
	欠点区分等	欠点区分　　欠点・内容
	発生原因	
発生原因の調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
再発防止対策等		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

２　調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

別記様式第２１号（第２７条関係）

不合格改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名及び受検場所		
種別・型式		
型式番号		
型式適合評価年月日等		年　　月　　日・受検数量　　個
型式適合評価で不合格となった点検内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　　個・抜取個数　　個
	欠点内容	
	発生原因	
発生原因調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
不良事項に対する改良処置		
不合格となったロットへの処置方法及びその個数		
再発防止対策		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

２　調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

別記様式第２２号（第３３条条関係）

○○○○に係る確認評価に関する契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会 理事長　○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、日本消防検定協会が定める受託評価業務規程（以下「規程」という。）第３３条に基づき、次の条項によって確認評価の実施に関する契約を締結する。

第１条　甲は、乙の依頼によって、次の確認評価を実施する。
（１）確認評価の項目
　　○○○○に係る確認評価
（２）確認評価の内容
　　○○○○が、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて
（３）確認評価実施の場所
（４）確認評価実施の期間
　　当該確認評価依頼希望日から１月以内に完了するものとする。

第２条　確認評価に関する事務の取り扱いについては、○○○○に係る評価細則によるものとする。

第３条　確認評価の範囲及び方法は、○○○○に係る評価細則に基づいて行うものとする。

第４条　甲は、○○○○に係るの確認評価が完了し、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合する場合、確認番号を付与し、その旨の表示をするものとする。

第５条　確認評価の手数料は、次によるものとする。
　○○○○　　○○○○○ 円

第６条　甲は、確認評価の準備を開始したとき以降において、納入した手数料を返還しない。

第７条　甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ、確認評価の継続が困難になった場合、この契約を解除することができる。

第８条　甲及び乙は、双方に相手方がこの契約書の条項に違反した場合、契約を解除することができる。

第９条　本契約の有効期間は、契約の日から３年間とする。

第１０条　この契約を変更する必要が生じた場合、甲及び乙協議のうえ変更するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６
　　日本消防検定協会
　　理　事　長　○○○○　印　　印

乙　○○○○○
　　○○○○株式会社
　　代表取締役　○○○○　印　　印

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ３の二つ折又はＪＩＳ　Ａ４とする。

- 77 -

別記様式第２３号（第３５条関係）

受検場所変更届
（移転・増設・廃止）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とするか又は「従来受検していたすべての型式」とし、いずれの場合も型式番号は、○第○号ほか○件と略記することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２４号（第３５条関係）

検査設備変更届
（改良・取替・増設）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該検査設備がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２５号（第３５条関係）

品質管理方法変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該品質管理方法がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２６号（第３５条関係）

製造工程・社内検査体制等変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該製造工程・社内検査体制等がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２７号（第３５条関係）

苦情処理・事故報告管理方法変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該苦情処理・事故報告管理方法がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２８号（第３６条関係）

軽微変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者名
受検場所責任者　　印
検査立会責任者　　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号　　第　　号

（２以上の型式番号について届出の場合、適切な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。
なお、軽微変更後は、従来の型式による製品も引き続き製造します。
製品は、　年　月　日から製造しません。

添付：設計図等　部

記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注　適用日　　年　　月　　日

協会確認結果欄	
□承認する □承認しない	年　月　日

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
２　１項から３項までの（　）内による場合、この確認書については当該型式番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については１件として提出することができる。この場合において設計図等添付の確認書をファイルしようとする当該型式番号をファイル型式番号として注記すること。

別記様式第２９号（第３８条関係）

No.

評価等手数料内訳書

（振込票添付欄）

（型式評価試験・型式変更評価試験・更新・型式適合評価）手数料内訳書

種　　別	依頼数量	金額（円）	備　　考
合　　計	件		総計　　円

※受付年月日	年　月　日	※受付番号	No.　～ No.

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　評価等の依頼件数が同時に２以上のときは、評価等手数料を一括して振り込むことができ、手数料内訳書に依頼書ごとの内容を記載するとともに、当該依頼書を添付すること。

３　手数料内訳書は、評価等の区分ごとにまとめ、複数の枚数となる場合は、必ず総計を記入すること。

４　※印欄は記入しないこと。

別記様式第３０号（第３８条関係）　　（あ）

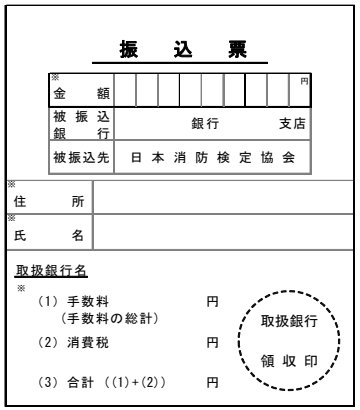

（振込人渡）　（依頼書添付の分）

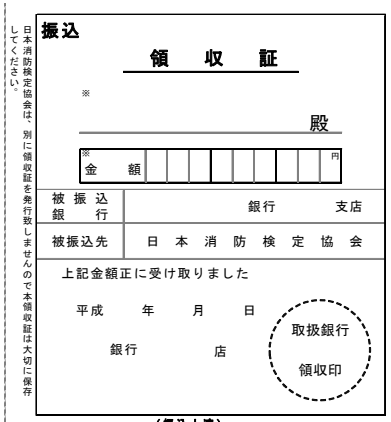

（振込人渡）

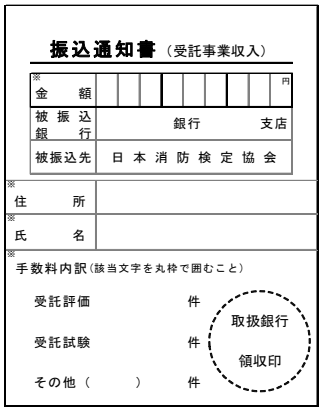

（指定銀行送付分）

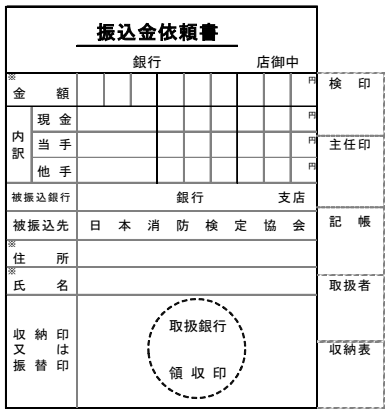

（取扱店保存）

（注　意）
（1）この用紙は、受託評価、受託試験等に利用してください。
（2）この用紙をご利用になり下記銀行の本支店にて振込みになれば振込手数料は不要です。
（3）※印の箇所にご記入の上振込金を添えて銀行へ差し出してください。
（4）振込者は、銀行窓口で領収証と共に振込票を必ずお受取りください。
この振込票は、日本消防検定協会への受託評価、受託試験等の依頼書に必ず添付してください。

指定銀行名

三菱東京UFJ銀行	吉祥寺支店	普通　0064786
三菱東京UFJ銀行	吉祥寺駅前支店	普通　0300931
三井住友銀行	三鷹支店	普通　0370225
みずほ銀行	三鷹支店	普通　1227928
りそな銀行	吉祥寺支店	普通　0120601

- 85 -

別記様式第３１号（第４０条関係）

事故等報告書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記事項について、不都合、事故等が発生しましたので、受託評価業務規程第４０条の規定に基づき報告します。

記

１　種　　別

２　型　　式

３　型 式 番 号

４　数　　量

５　事故等の概要　（詳細は、別添のとおり）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

別記様式第３２号（第４２条関係）

取下届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振込みにより還付してください。

記

１　区　　分　（型式評価試験・型式変更評価試験・更新・立会型式適合評価・工場審査型式適合評価）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式

５　型 式 番 号　（型式変更評価試験、更新又は型式適合評価の場合に限る。）

６　取下げ数量　（型式適合評価の場合に限る。記入方法は、○個中○個とし、取り下げに係る合格証票の記号番号をかっこ書きする。）

７　取下げ理由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第３３号（第４２条関係）

取下届

（振替依頼用）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、下記のとおり振替依頼に充当してください。

記

１　区　　分　（型式評価試験・型式変更評価試験・更新・立会型式適合評価）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式　　を　　に振り替え

５　型 式 番 号　　号を　　号に振り替え

６　取下げ（振り替え）数量　（型式適合評価の場合に限る。）

７　合　格　証　票　記　号　（型式適合評価の場合に限る。）

８　取下げ（振り替え）理由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第３４号（第４４条関係）

委任（変更委任）状

年　　月　　日

（住　　所）
（氏　　名）
（代表者氏名）　　印

は、
（名　称）
（住　所）
（役職名）
（氏　名）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　依頼項目　（型式評価試験に係る依頼、型式変更評価試験に係る依頼、更新に係る依頼、型式適合評価に係る依頼、合格証票原版貸出に係る依頼、苦情処理・事故報告管理方法書に係る依頼）

２　依頼細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

３　変更理由

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　該当する依頼項目を○で囲むこと。
３　依頼細目は、限定した受検場所又は種別のみの委任を行う場合に記載すること。

別記様式第３５号（第４５条関係）

氏名等（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記のとおり氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更したので届出ます。

記

旧

新

添付資料

部

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

別記様式第３６号（第４６条関係）

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

下記の依頼に伴い　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から振り込みました手数料　　円は、過誤納でしたので、過誤納金　　円を　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振り込みにより還付してください。

記

１　区　　分　（型式評価試験・型式変更評価試験・更新・型式適合評価）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式

５　型 式 番 号　（型式変更評価試験又は型式適合評価の場合に限る。）

６　数　　量　（型式適合評価の場合に限る。）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

別記様式第３７号（第４６条関係）

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり振り込みました　　円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

１　取引銀行　　銀行　　支店

２　口　　座　　普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。
　　３　振込票を添付すること。

別記様式第３８号（第５０条関係）

外国における型式適合評価等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会理事長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○株式会社代表取締役○○○○（以下「乙」という。）は、外国における試験、型式適合評価等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が定める受託評価業務規程（以下「業務規程」という。）第５０条に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所における初回調査、検査設備等の調査及び型式適合評価（以下「評価等」という。）に係る旅費、その他必要な事項に関する事項を定めるものとする。

（契約の対象となる種別及び型式）

第２条　本契約の対象となる種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種　別：○○○○

(2) 型　式：別紙による

※　なお、別紙の型式等の変更等は、甲が第７条第２項に基づく書類の提出時に行い、乙は、これを確認し保管するものとする。

２　本契約の対象とする前項の製品は、本邦への輸出を目的としたものに限定する。

（評価等を行う受検場所）

第３条　本契約の対象となる評価等の受検場所は、次の場所とする。

(1) 住　所

○○○○

(2) 法人名

○○○○

(3) 代表者名

○○○○

（評価等実施の保証）

第４条　乙は、前条に掲げる受検場所において、協会職員（以下「検査員」という。）による評価等の行為が適正に実施できることを保証する。この場合において、評価等の行為には、業務規程、評価細則等で定める評価等の行為、検査設備の検査、製造工程及び社内検査体制等の調査並びに検査員が必要と認める評価等上の行為が含まれるものとする。

２　乙は、前条で定める受検場所における検査員の評価等の行為が、○○○○国の法令及びその他の規制に抵触しないものであることを確認する。

規制内容に変更があった場合も同様とする。

３　乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で本契約による第１回目の評価等実施日の少なくとも１か月前までに提出するものとする。

４　乙は、第９条第４項第４号により乙が提供する移動に伴う検査員の安全を保証するものとする。

（評価等で使用する言語）

第５条　評価等で使用する言語は、日本語とする。

（評価等に係る責任者）

第６条　乙は、第２条で定める○○○○の評価等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「評価等の責任者」という。）を選任し、あらかじめ甲に書面

で知らせるものとする。この場合、当該責任者は乙の職員でなければならない。
2　乙は、評価等の開始から終了に至るまで、当該評価等の責任者を立ち会わせるものとする。
3　乙は、評価等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で知らせるものとする。
4　乙は、甲の派遣する検査員が必要に応じて評価等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で知らせるものとする。

（評価等の実施計画）
第７条　乙は、業務規程で定めるところにより評価等の実施希望を申し出る場合、評価等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画するものとする。なお、１日の評価等実施時間は、午前９時から午後５時（途中１時間の昼食休憩を含む。）までとする。
2　甲は、乙が評価等の実施希望を申し出た場合、当該評価等の日程を決定後、乙に対して当該日程（以下「評価等実施予定日」という。）、検査員の人数及び○○空港から宿泊施設までの交通手段を知らせるものとする。
3　甲が、１回の評価等の実施につき派遣する検査員の数は、２人とする。ただし、試験等の依頼内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議のうえ当該人数を増員することができるものとする。

（型式適合評価の保留）
第８条　あらかじめ定められた日程内で評価等が終了しない場合、原則として当該型式適合評価の判定は保留扱いとする。この場合において、当該型式適合評価の保留により乙に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。また、甲は、次条第２項により乙が甲に対して支払った経費を返還しないものとする。
2　前項で保留とした○○○○は、次回改めて受検するものとする。ただし、保留となった日より６か月以内に受検しない場合又は契約の有効期限を経過した場合には、当該型式適合評価の判定を不合格として取り扱うものとする。
3　第１項にかかわらず、乙の申し出により、甲が当該評価等の日程の延長が可能であると認めた場合には、当該評価等の日程を延長することができる。この場合において、乙は、次条第３項で定める追加経費を負担するものとする。

（負担の額）
第９条　乙は、協会が定める試験及び型式適合評価の手数料とは別に、甲が行う評価等に要する次項に定める経費及び第４項に定める航空運賃等を負担するものとする。
2　第３条に定める受検場所への派遣１回検査員１人につき乙の負担する額（以下「負担額」という。）は、評価等の実施予定日数が１日の場合、消費税込みで○○○○○○○円とする。
　なお、評価等の実施予定日数が１日を超える場合には、１日につき消費税込みで○○○○○円を加算した額とする。
3　甲は、前条第３項に定める評価等の日程延長を行った場合、当該評価等終了後、乙が負担する追加経費の額（以下「追加負担額」という。）を請求するものとする
。ただし、当該追加負担額は､延長１日につき検査員１人当たり消費税込みで○○○○○円を超えない額とする。
4　乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、経費を負担するものとする。
(1) 航空運賃　航空券（○○空港 ⇔ ○○空港）（日系航空会社に限る。）
(2) 空港諸税　出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用等その他支払いが義務付けられている費用
(3) 現地の移動に係る交通費　○○空港から○○経由○○駅までの交通費又は○○空港から宿泊施設の交通手段の提供及び宿泊施設と受検場所間の交通手段の提供
5　乙は、第７条第３項のただし書により検査員の数を増員することにより生ずる場合の経費を負担するものとする。

（支払い方法）
第１０条　乙は、前条第２項及び第５項で定める負担額を評価等実施予定日の１０日前までに甲の指定する銀行に振り込むものとする。

２　乙は、前条第３項により発生した甲による追加負担額の請求後、３０日以内に甲の指定する銀行に振り込むものとする。
３　乙が前条第４項の航空券等を直接支給する場合にあっては、航空券等は評価等実施予定日の１０日前までに甲に届くようにするものとする。

（評価等の中止等）
第１１条　甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ評価等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、評価等を中止することができる。
２　甲は、乙が前条第１項又は第３項に反する場合、当該評価等を中止することができる。
３　乙が評価等の中止をする場合には、甲に対してその理由を説明したうえで当該評価等を中止することができる。この場合において、当該評価等の中止により、甲に損害が発生した場合には、乙は甲の当該損害額を負担するものとする。
４　乙において第４条から第６条までに反する行為があったときは、検査員は評価等の責任者に当該行為を指摘したうえで、当該評価等を即時中止することができる。
５　前項の定めに基づき評価等の即時中止を行った場合、当該評価等の中止により乙に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。この場合、甲は、第９条第２項及び第４項により乙が甲に対して支払った負担額は返還しないものとする。
６　第７条第２項で連絡した検査員が事故、病気等で受検場所に到着できない事態が生じるなど、甲に帰すべき責により評価等を中止する場合、甲は評価等の延期の措置について乙と協議するものとする。この場合において、当該評価等の延期により第９条に係る負担額について、乙に損害が発生した場合には、甲は乙の当該損害額を負担するものとする。

（納入した負担額の返還等）
第１２条　甲は、前条第１項又は第２項の場合において、その評価等の中止により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額を乙に対して返還するものとする。ただし、当該評価等のために検査員が日本を出国した後に乙が中止を決定した場合には、当該負担額は返還しないものとする。
２　前条第３項の場合において、乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額から当該損害額を差し引いた金額を乙に対して返還するものとする。
　なお、乙が、甲に対して負担額を納入していない場合には、甲は当該損害額を乙に対して請求するものとする。
３　前条第６項の場合において、乙は、当該損害額を甲に対して請求するものとする。ただし、第９条第４項の航空券等に係る経費のうち、支給された航空券について搭乗日の変更ができない場合に伴う損害額は乙の負担とする。

（損害の賠償）
第１３条　乙が業務規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

（契約の有効期間及び再契約の申し出）
第１４条　本契約は、契約締結日から２年を経過する迄の間効力を有するものとする。
２　乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における評価等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から２年を経過する２か月前までに文書（正副２部）で甲に申し出るものとする。
　なお、乙が文書を提出する際には、第４条第２項の規定による確認結果を添付するものとする。
３　甲は、日本国又は○○○○国及び○○市における法令及びその他の規則等の変更により、今後も継続して評価等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

（契約の解除）
第１５条　甲において本契約条項の一つにでも違反したときは、乙はなんらの催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。

２　乙において本契約条項の一つにでも違反したときは、甲はなんらの催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。

（契約条項の変更）
第１６条　この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によってのみなされるものとする。

（疑義の解釈）
第１７条　この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

前記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有　する。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６
日本消防検定協会
理　事　長　○○○○　印

乙　○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役　○○○○　印

別記様式第３９号（第５０条関係）

事前審査依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

受託評価業務規程第５０条第３項に基づき、下記について事前審査を依頼します。

記

１　検査設備等（種別：　　）

２　品質管理方法

３　その他

（　　）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　事前審査依頼にあたっては、該当する番号について○で囲み、評価細則に規定する検査設備に係る該当書類を添付すること。